

特20

710



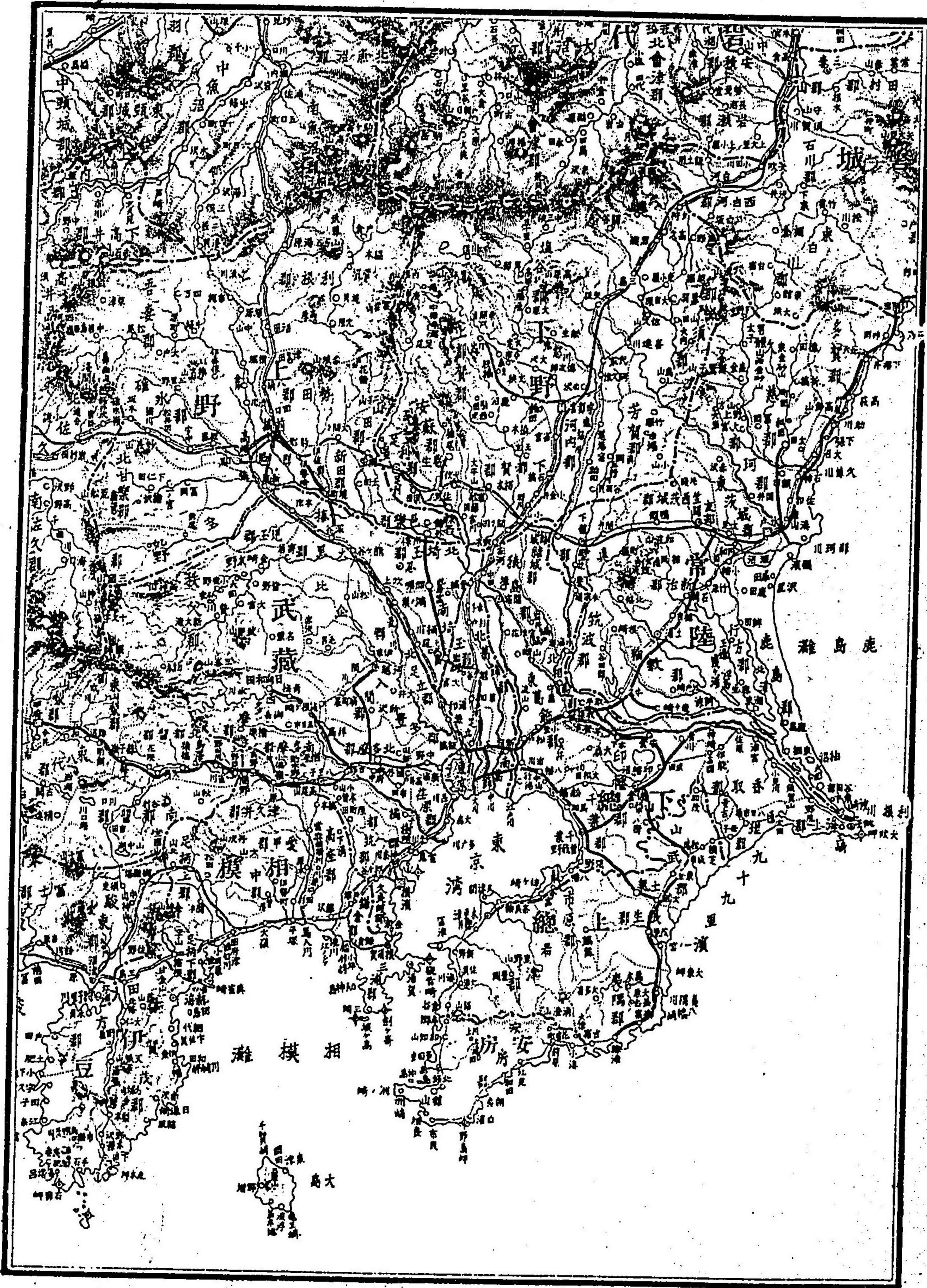
學  
旅  
行  
案  
內

明治

38 8 18

內交

# 關東方面地圖



終日長程又短程  
 一山行盡一山青  
 路傍君子莫相笑  
 天上由來有客星



凡例

一方今旅行者の數多なるは前古無比の現象にして、其目的も往時の如く單純ならず。然れども彼の俗事に關する類を除けば、大畧二種に歸する事を得可し、

曰く觀察を主とするもの、曰く採集と觀察とを兼用するものは是れなり、世の

而して右二種の旅行者に供する書冊は多少其性質と體裁とを異にする必要あるも、共に正確にして簡便なる可きは即ち一のみ、然るに第二の目的に向て其手引となり、又參考となる可き適當の書は殆んどこれなきに似たり、且つや遊覽者の需用に供せる類も概して眞偽混亂し、又取捨宜しきを得

る必要あるも、共に正確にして簡便なる可きは即ち一のみ、然るに第二の目的に向て其手引となり、又參考となる可き適當の書は殆んどこれなきに似たり、且つや遊覽者の需用に供せる類も概して眞偽混亂し、又取捨宜しきを得

治 18 内交

ざる俗書に過ぎざれば今日に於ては學問上の價値を有する好書は殆んど絶無なりと謂ふも不可なきに似たり、此際に當りて本書を出すは聊か右の缺を補はんとするにあれ共、去りとして其弊の總てを救ひ得可しとは云はず、要は今後多くの類書出て始めて終極の目的を達し得可く、此書は單に其先驅をなせるのみ、讀者幸心に足らざるを補ひ、過はれるを訂だし、篇者の短を教へられぬ。

一本書は歴史通説の外、都て項目別けとなせし爲め寺院、町村、城郭の如きは二重、三重に其名を出せるものあり、固り細説は異れども一所に其總てを知り得ざる恨みなしとせず、是等は體裁上止むを得ざる譯なれば、讀者其心して兩々對照の勞を取られよ。

一本書編纂の始めは緒言中に擧げたる細目の凡てを記する考へなりしも、紙數増加の恐れありし爲め港灣、瀑布、産物等の三四を削除せり、右は豫め讀者の寛恕を請はんと欲す。

一此書は簡便を主とする爲め、總ての分量を節減せしが、有名なるものは諸事判明せざるも大畧之を登載せり、唯だ城郭、社寺の類に至ては假令旅行者の目を引くものと雖も、確證を得ざる類は凡て省略せらるるを以てす。

一又本書中に加へたる詩歌は單に因みある類を主とし敢て和漢の別を撰ばず、又其土地に關せざるも皆な之れを採用せり、但し右は成る可く吟詠の容易なるを主とし、彼の字句の巧拙は措て顧みざるを以てす。

一本書記載の體裁を普通の名所案内若くは風土記體と異にして専ら表示を主と

せしは記載項目の統一を圖る學術上の意に出でしと、且つは分量の多きを望みしが爲めにして他意あるにあらず、其無味に傾くの嫌ひあるは已むを得ざることゝ知るべし。  
一本書は題して修學旅行案内と云へども猶右以外の人士に向つて參考に供し得可く、又世の遊覽者に取りても正確の智識を與へ得可しと信ず。

明治三十八年八月初旬

編者識

[4]

學生必携 修學旅行案内目次

緒言.....一

關東八州.....八

(一)總名の沿革.....九

(二)東國 (三)山東 (四)坂東 (五)關東

(二)國郡の分合.....一三

(イ)伊豆國 (ロ)相模國 (ハ)武藏國 (ニ)安房國 (ホ)上總下總兩國 (ヘ)常陸國 (ト)上野下野兩國

右九箇國郡沿革一覽.....二三

[1]

第一編 歴史

明治二十九年以降郡廢合表 ..... 三七

(三)府縣別の沿革 ..... 四〇

明治元年府縣別の名稱 ..... 四〇

同四年の府縣別並に郡國管轄一覽 ..... 四二

(甲)先史時代 ..... 四七

(一)遺蹟の種類 ..... 四八

(イ)貝塚 (ロ)遺物包含層 ..... 四八

石器時代遺物發見地名表 ..... 五三

(二)遺物の種類 ..... 六一

先史時代の遺物類表 ..... 六一

(甲)石器類 (乙)土器類 (丙)骨角器 ..... 六一

彌生式土器と遺蹟 ..... 七二

右遺物發見地名表 ..... 七三

(乙)原史時代 ..... 七五

(一)遺蹟の種類 ..... 七六

(イ)都府 ..... 七七

遺蹟の種類表 ..... 七七

舊國府所在地表 ..... 七八

上代國造配置表 ..... 八〇

(ロ)墳墓 ..... 八一

古墳存在地名表 ..... 八二

(ハ)横穴 ..... 九一

右所在地名表 ..... 九三

(ニ)製陶所 ..... 九五

(二)遺物の種類 ..... 九六

原史時代の遺物類表 ..... 九八

(甲)金屬類 (乙)玉類 (丙)埴輪類

(丙) 歴史時代

政治沿革

(イ) 地方自治時代……………一三五

(ロ) 王政時代……………一三六

(ハ) 幕政時代……………一三六

前期 鎌倉時代

中期 足利時代

後期 徳川時代

部門別の種類

其一 國分寺一覽 附。古瓦出所表、並に略説……………一六四

其二 金石文一覽 附。略説……………一七七

刻文説 (一名金石文)……………一七七

第一種類

一八〇

(甲) 物質上の分類 (乙) 目的上の分類

第二本邦刻文の沿革

一八三

(一) 楚鐘 (二) 經筒 (三) 經瓦 (四) 懸佛 (五) 罽口 (六) 下粟碑、諸社の雅碑、墓誌

其三 板碑一覽 附。略説……………一三三

其四 墓所一覽 附。墓碑略説……………一六三

其五 城郭一覽 附。略説……………三四九

其六 古戰場一覽 附。略説……………四二六

其七 古建築物一覽 附。略説……………四二四

第二編 現 狀

四五〇

(一) 武蔵國 附。地形及地質略説……………四五〇

(一) 相模國 附。地形及地質略説……………

○國內高山一覽……………四五五

○同河川一覽……………四六〇

○同武藏野の位置……………四六二

○同都市名邑一覽……………四六五

○同神社一覽……………四七三

○郡部神社一覽……………四七九

○東京市内寺院一覽……………四八四

○郡部寺院一覽……………四九三

○同寺院一覽……………五〇四

(二) 相模國 附。地形及地質略説……………

○國內高山一覽……………五一一

○同河川一覽……………五一三

○同市及名邑一覽……………五一五

○同神社一覽……………五二九

○同寺院一覽……………五三二

(三) 伊豆國……………

○國內高山一覽……………五二八

○同市及名邑一覽……………五三〇

○同神社一覽……………五三三

○同寺院一覽……………五三四

(四) 安房國 附。地形及地質略説……………

○國內高山一覽……………五四〇

○同河川一覽……………五四一

○同市及名邑一覽……………五四二

○同神社一覽……………五四五

○同寺院一覽……………五四七

(五) 上總國……………

○國內高山一覽……………五五〇

○同河川一覽……………五五二

○同市及名邑一覽……………五五三

○同神社一覽……………五五六

○同寺院一覽……………五五八

(六) 下總國……………

○國內河川及沼澤一覽……………五六二

○同市及名邑一覽……………五六四

○同神社一覽……………五七〇

○同寺院一覽……………五七三



(七) 常陸國

- 國內高山一覽……………五八二
- 同河川及湖沼一覽……………五八五
- 同市及名邑一覽……………五八七

……………五八〇

○同神社一覽……………五九三

○同寺院一覽……………五九八

(八) 下野國

- 國內高山一覽……………六〇七
- 同河川一覽……………六一二
- 同市及名邑一覽……………六一四

……………六〇四

○同神社一覽……………六一九

○同寺院一覽……………六二二

(九) 上野國

- 國內高山一覽……………六二八
- 同河川一覽……………六三一

……………六二六

○同市及名邑一覽……………六三四

○同神社一覽……………六四〇

○同寺院一覽……………六四三

結尾瑣言……………六四七

附錄

旅順と修學旅行……………法學博士 有賀長雄…六七一

目次畢

學生修學旅行案内

八木 奘三郎 著

緒言

春の花、秋の紅葉は都人士の遊賞に適すれども、學生修業の途には裨益少くなく、相撲、演劇の類は大人子女の心を慰藉するに足れども學生諸氏の健康を助くるに足らず、蓋し諸氏の樂みを増すこと深うして、一は修學の補助となり、又身體の強健を致す可きものは彼の修學旅行なる哉、近時諸學校の競うて此舉を企て、又學生諸氏が深交の同僚と共に學期の休業中地方の小旅行を試むるは實に文明の好風習にして吾人の深く喜ぶ所なり、されども小中學の學生諸氏は未だ

専門の課業を受けざるにより之を利用して其樂みを多からしめ、又學海の進歩を助くるの道を知らず 否な知らざるにあらずして其手引を成す人と好書とを得ざるに因れり、若し先輩の良師友ありて少數の學生諸氏を伴ひ途上の觀察と事物の採集法とを教へ、且つ一々に懇篤なる指導教訓の勞を執るあらば、其便宜や實に偉大なりと謂ふ可し、されども天下の學生は其數頗る多く、又此種の事柄を望むものは限りなし、故に右の法は假令善なりと雖も實行に難く、唯だ吾人の成し得可き點は此目的に代ふる書冊を編して諸氏の携帶に供するに在るのみ、而も從來嘗て斯種の好書なく、殊に地理と關連するもの、如きは殆んど絶無の姿なるが如し、因て今回本書を編して諸氏の參考に供せり、若し運用の妙を得ば、以て一大學者たる可く、然らざるも見聞と裨益とを擴め得て、其樂

みを加ふること決して鮮少ならざる可し、世の學生諸氏よ請ふ試みに本書を懷にして關八州を巡れ。

曉行

張良臣

千山萬山星斗落。一聲兩聲鐘聲清。路入ニ小橋ニ和夢過。豆花深處草蟲鳴。

秋以正

南村又北村。桃李花開得。待君々何遲。日々春風色。

本書中に記述せる事柄は主として左の諸學科に關係せるものなり。

- (一) 考古學
- (二) 人類學
- (三) 歷史

(四)	(三)	(二)	(一)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
城	名	名	都	下	上	常	下	上
				野	野	陸	總	總
郭	勝	邑	會	國	國	國	國	國

又載する所の主たる條目は次の十六種なり。

(四)	(三)	(二)	(一)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)
安	伊	相	武	文	礦	地	建	土
房	豆	模	藏					
國	國	國	國	學	物	理	築	俗

此書載する所は左の關八州にして、其内の伊豆は便宜上附加せるに過ぎず。

- (五) 古戰場
- (六) 神社
- (七) 佛閣
- (八) 墳墓
- (九) 古碑
- (十) 石器時代遺跡
- (十一) 古器物
- (十二) 古物
- (十三) 道
- (十四) 岬

以下前記の目的上より諸項目の事柄を細叙すべし。

- (五) 海港及海峽
- (六) 山
- (七) 川(名山、火山、礦山、破泉、沼澤、瀑布)

室直清

郊外經過地。朝來野氣清。平原黃麥秀。幽壑白雲生。

前路無人至。晴山伴我行。已知離俗遠。回首望京城。

菅正朝

溪路深更深。白雲籠古樹。唯聞人語聲。不見人跡處。

# 關東八州

關東八州は古へ英雄の據て以て天下に覇たるの地と稱す、蓋し平將門以來武門武士の東方に力を注ぐもの甚だ多く、源賴朝に至て遂に鎌倉に幕府を定め、足利尊氏後親縁を封じて一大雄鎮となせり、爾後北條氏、佐竹氏等互に南北に威を振て、兵力の盛を致し、徳川氏に及んで永く舊江戸の地に覇府を置けり、是れ前言の嘗て誦せられたる所以ならん、然れども今日の日本は又昔日と同じからず今や旭日東天の勢は將に世界に羈たらんとする氣運に會せり、故に余は前言を改めて「關東八州は宜しく學生諸氏の踏破して以て遊賞の地と爲す可し」と云はんと欲す、此地は既に諸氏の知るが如く、浩々たる平原天と連り、東に

筑波を見て、西に秩父の諸山を控へ、北は碓井の山脈左右に展びて此平野を包擁し、丘陵其間に交錯して細波の激澗たるが如く、太平洋の濤は緩く其東面を洗つて、東京の大灣は宛も池に似たり、諸氏は之を一大公園と見て、運動し、遊賞せば其樂みや殆んど盡ることなけん、本編は此園池の細を叙して諸氏の手引となし、又學術の補助に供せんと欲す、而して茲に先づ關八州の沿革を説きて聊か序開きとなすこと左の如し。

## (一) 總名の沿革

(一) 關東八州の地は上古「アヅマノクニ」と稱す、其文字は我姫國とも吾孀國とも又阿豆麻とも東國とも其他吾妻とも種々に書けり、(但し伊豆は別と知る可し) 其境界は素より後世と異れども總稱は他に在ることなし、而

して「アツマ」の語源は古事記、書紀など云ふ古書には倭健尊が其妃弟橘姫の死を悼みて三嘆せられしに出づとすれども明かならず。

(二)山東。古書に徴するに山東の名又甚だ古し、今其一二を曰は、書紀に「因山東諸國、曰吾嬌國也」と記して、又令義解にも同意味のことを擧げたり。

(三)坂東。古へは坂東を「サカノヒガシ」と呼び、後世は音讀して「バンドウ」と云へり、其區劃は碓氷及び足柄の以東を指すものにて、其八國となれるは常陸風土記に據れば孝徳天皇の御代に在るが如し。

(四)關東。東國、山東、坂東の三名は以上記するが如く、其起源甚だ古しと雖も關東の名稱に至つては比較的に新なるが如し、今古書に徴するに右は東鑑に見へたれば鎌倉時代の稱呼たること明かなれども其意味は政治上、軍事

上等より當時の將軍幕府に對する別號に用ゐたる由なれば前記の地理區劃を指すものとは大差ありと云ふ可



上古國司巡覽の圖

次に坂東八國と東八箇國と關東八州との名稱に就て一言すべし。上代は關東に安房の國なし故に七國なれ共陸奥を加へ

て八國となせり、書紀の孝德天皇の條に東方八道と云ふも右八國に同じ、養老九年に至りて上總國を割て安房の國を置し爲め、神龜元年の勅には坂東九國と云へり。次に、

東八箇國と云ふ名は源平時代に生まれり、其區域は主として箱根以東、白河、菊多の關以南に限られたるが如し、而も古書には亂用の意味を示せるものあり又關八州の名は其始を詳にせざれども小田原後北條時代ならんかとの説あり、次は關東八箇國と云ふ語を以て前數者と等しきもの、様に思ふ人あれども右は大なる過ちなり、元來關東とは關西に對する名稱にして日本六十餘州を三分せしもの、一なり、故に關東二十八國など云へる語は古書中に見へたり、而も其意味を坂東八國と同しならしめたるは全く足利

時代に至りて管領職の政權、軍政等の縮少せし結果なりと云へり。以上記するが如く、關東の地は古來其名稱と區域とに伸縮ありと雖も後世は殆んど最後の意味を以て廣く稱せられたるにより本書は即ち右によれり。

吳門道中

宋 孫 觀

數間茅屋水邊村。楊柳依依綠映門。渡口喚舟人獨立。一簑烟雨濕貫昏。

宿 武 關

李 涉

遠別秦城萬里遊。亂山高下入商州。關門不鎖寒溪水。一夜潺湲送客愁。

(二) 國郡の分合

關東の地は古來四種の總名ありしこと略ほ前條の通りなるが、更に其細別を知らんとする場合は頗る困難を感ず、而も今其大體を説て次に現勢に及



ばん。

日本書紀に據るに山東の諸國を吾孀と云ふと記し、常陸風土記には足柄岳の坂の以東の諸縣を總稱して我姫の國と云ふと記せり、去れば當時縣國の別ち判然ならざりしも、地方別の小名稱ありしは確かならん、古書には崇神天皇の時に四道將軍派遣の事を記して其中に東海東山の名を出し、又豊城入彦尊の孫彦狹島王を東山道十五國の都督に拜する由を擧ぐ、然れ共二者共に追記なれば其證となし難しとの説あり、然れ共其十五國と云ふものは或は事實ならんか、當時武内宿禰の奏狀に東國の中に日高見國ありと云へば矢張國別は立ち居りしならん、唯だ細微の點に至りては今日凡て不明なり、去れども以下其判然せる點を擧げて、次に諸項目に移らん。

(イ) 伊豆國

伊豆の名は應神紀に見えたり、而して其語源はアイヌ語に出づと云ふ説あれども取るに足らず、皇學家の説には南海に突出せる爲めとも、又は湯出の義なりとも云へり、後説或は正しからん、扶桑畧記によれば天武天皇の九年、駿河國の二郡を別つて伊豆國となすとあれば、此時初て國を置かれ、其以前は駿河に屬せしものか、但し當時の二郡は田方郡、賀茂郡の二にして境界の廣狹は後世と大差あるに似たり。

(ロ) 相模國

相模の名は古く日本書紀に見えたれども、一國としての稱呼は其始め審かならず、唯だ孝德天皇の大化元年に東國を別つて八國となすものは相模、武藏、上

總、下總、上野、下野、常陸、陸奥なりとの説は學者の間に一定せるにより、當時既に一國と認められたるは疑ひなし、而して「サガミ」の語源は足柄、箱根の坂下に見おろす國なりとも、又は「サシの國」と云ふを轉せるなりとも云へと信じがたし、猶嶮上の義と説ける類ありて稍や實に近きも確定せず。

(一) 武藏國

武藏の名は古く无邪志とも胸刺とも云へり、上古は秩父と並びて二國たり、故に國造本紀の中互ひに別個の國造を名させり、後合して一國となせしは何時の頃か今之を明にし難しと雖も、願ふに大化革新の際にあらざるやと考ふ、猶歴史上に就て見んか日本書紀には武藏の名景行天皇時代に見え初めて爾後往々に引用せらる。又此語源に就ては數説あり、例せば「ムサシ」は房總の古名

「フサノクニ」と同様武相の二國も最初は右總名中の一なりしが、後廣きを厭うて細別を立つるに際し、相模は「フサカミ」のフを省きて「サガミ」と呼び、武藏は「フサシモ」のモを省きて「フサシ」と云ひ、更に一轉して武藏と呼べりと云ふが如き其一にして、少しく滑稽に近しと思はるゝは武藏は上古以來茅茨叢生して行人の身體を刺せしにより、「身サシ」と呼びしが、後訛りて「ムサシ」となれりとの説なり。猶本居宣長の如きは「サシ」の國中に主たる場所有り、而して國語に主を「ムネ」と云へば真原中の主たる地を名づけたるなりと云ひ、其他上古當國の荒びにあらびて「ムサクロシキ」より、斯を「ムナサシ」即ち胸ぐると云ひ、後世シを畧して「ムサシ」と呼べりなど、云ふ如き類是れなり、然れども其的確と信せらるゝ點は矢張世に存せざるが如し。猶武藏は古く東山道

に屬せしが、後二百餘年を経て、光仁天皇の寶龜二年に至り今の東海道に隸せり。

(二) 安房國

安房の國は兩總の地と共に古く「フサ」の國と稱せらる、而も小名として「アワ」の名を得しことは其以前に在るが如し、今古書に考ふるに景行天皇その御子日本武尊の御事蹟を見給はんとて上總國淡の水門に至りまじしことは書紀に見えたり、而して此條に云へる淡の水門は即ち安房なること定説あり、去れば國名の起源は此以前に在りとせざるを得ぬ次第なるが、古語拾遺に據れば四國の阿波に居たる齋部の部族が神武天皇の時に良土を求めて此國に至り、永く住居の地となせるに因り、本國の名を取りて斯く呼べりと記せり、當國は最初上

總の一なりしが養老二年割て一國となし、聖武天皇の天平十二年復上總國に合

せしも、孝謙天

皇の天平寶字元

年に至り舊に因

て分立せり。

(ホ) 上總下總兩國

兩總の地を「フサ」と命名

せることは前條安房國の文

中に記すが如く、神武の御

頃なりしや、古書其迹を明にせざるにより、之を知り難し、

中古旅人の圖



中古旅商人の圖

代、天富命が齋

部を率て東國に來

り、麻穀繁殖の良

土を得たるに因る

と云へば別に異

説なし、然れ共其

國を別て上下兩つ

に定めたるは何時

此内上總國は淳和

天皇の天長三年九月六日に親王の任國となり、其位も正四位下に昇せ、勅任として、特に大守と稱せり猶此以前即ち文武天皇の太寶令制定の際は日本全國の國々を大、上、中、下、の四等に別ちしが上總國は其中の大國に位せるを見れば古代は頗る重きを置かれたる地方と見えたり。

(へ) 常 陸 國

常陸は上古茨城、仲、の兩國なりしこと、宛も武藏の如くなりしが、其後合して一國となれり、然れども其時代は今日明かならざるなり、(但し孝德天皇の時東國を分つて八國となすものゝ一たりしは疑なきが如し)又「ヒタチ」の語源に就ては前數者と同様諸學者の解説あれども、今日信ず可きものを得ざるにより姑く之を畧す。

(ト) 上 野 下 野 兩 國

兩毛の地は上古單に毛野國と呼べり、仁德天皇の朝に至り、分て上下の二國と成し、後親王の任國とせしが、元來此二國は九州の太宰府と同様、上古に於ける東方の重鎮たりしにより、崇神天皇は御子豊城入彦尊をして東國に封じ、以て兩毛の祖となし給ひしより、金枝玉葉の御方來て其國に主たる例往々に在り、願ふに親王任國の風は寧ろ斯る點より來れるにはあらずやと考ふ、猶毛野の國の語源に就ては山野草多きこと人體の毛に等しき爲めとも云へど、古く毛織物を出せし結果なりとの説稍や正しきが如く思はる。

以上九箇國に於ける上古以來の郡名沿革は嘗て内務省の地理局にて、編纂せる「郡名異同一覽」に載するもの頗る簡便なるにより左に掲げて説明に代ふ。(郡





合 分 の 郡 國

房 <sup>ハ</sup>		安 <sup>カ</sup>		藏 <sup>シ</sup>	
			淡紀		久良岐
			同古		
管四	朝夷 <sup>アサヒ</sup>	長狭 <sup>ナカサ</sup>	安房 <sup>アノ</sup>	平群 <sup>ヘグ</sup>	管廿一
同	同阿佐比奈	同奈加佐	同如國	同倍久利	同
四郡	同	同	同	平蓋群誤郡	廿一郡
	同圖元	同圖元知	同圖元	平北東 倍久里 久群知	久海久 良月良 岐圖東 元知
同	同アサヒ	同ナカサ	同アノ	平ヘイ	廿二郡
同	同	同	同	同	同
同					同
同	同アサヒ	同ナカサ	同アノ	平ヘグ郡	同
同	同	同	同	平	廿九郡

内 案 行 旅 學 修

武 <sup>シ</sup>						
			知々夫			
都筑 <sup>ツキ</sup>	橋樹 <sup>ハシ</sup>	多麻 <sup>タマ</sup>	秩父 <sup>チチ</sup>	那珂 <sup>ナカ</sup>	賀美 <sup>カミ</sup>	兒玉 <sup>コタマ</sup>
同豆岐	同太知波奈	多太磨婆	同知々夫	同	同上	同古太萬
同	同	多麻	同	同	同	同
都築元知	同圖知元	多西多磨元	同知圖	那知圖元	加賀美圖知元	同圖元知
同ツキ	同タマ	多タ磨	同チチ	同ナカ	同カミ	同コタマ
同	同	多摩	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同ツキ	同タマ	同	同チチ	同ナカ	同カミ	同コタマ
同	同	北南西東 多多多多 摩摩摩摩	同	同	同	同













茨城縣	群馬縣	栃木縣	静岡縣
水戸市、東茨城、西茨城、那珂、久慈、多賀、行方、鹿島、真壁、新治(新治及び信太の一部)、稻敷(河内の一部)、筑波(筑波及び河内の一部)	前橋市、高崎市、勢多(東群馬)、群馬(片岡及び西)、多野(西群馬)、多胡、北甘樂、碓氷、吾妻(西群馬の大部)、山田、利根(吾妻の一部)、新田、邑樂、佐波(佐位)、北勢多(新田、邑樂、佐波)	宇都宮市、足利(足利)、安蘇、上都賀、河内、芳賀、下都賀(舊寒川郡)、鹽谷、那須	賀茂(那賀の一部)、田方(賀茂の一部)、田方(君澤)
常陸國	上野國	下野國	伊豆國

(此表は日本歴史及地理要覽より引用せり)

油布道中

廣瀬淡窓

驅馬陟崔嵬。群峰掩復開。唯疑衣袂重。不覺有雲來。

府縣名	郡	市	名	國名
東京府	多摩、南多摩、北多摩、附△伊豆の中七島及小笠原島	北足立(北足立)、入間(入間、高麗)、比企(横見、比企の一部)、秩父、北埼玉、兒玉(賀美、兒玉)、大里(大里、幡羅、藤澤、男衾)、南埼玉、北葛飾(舊下中葛飾郡)	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	武藏國
埼玉縣	北足立(北足立)、入間(入間、高麗)、比企(横見、比企の一部)、秩父、北埼玉、兒玉(賀美、兒玉)、大里(大里、幡羅、藤澤、男衾)、南埼玉、北葛飾(舊下中葛飾郡)	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	武藏國	武藏國
神奈川縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	相模國	相模國
千葉縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	安房國	安房國
千葉縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	上野國	上野國
千葉縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	下野國	下野國
千葉縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	伊豆國	伊豆國
千葉縣	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	横濱市、久良岐、橋本、三浦、鎌倉、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井、安房(平群、長狹、安房、初夷)、君津(天羽、周、長生(上埴生)、山武(山邊、夷隅、市原)、千葉、東葛飾(南相馬)、印旛(下埴生)、香取、匝瑳、海上	伊豆國	伊豆國

暮雨炊烟冷。秋陰擁我行。長風忽吹散。咫尺碧山生。  
野田 笛浦

(三) 府縣別の沿革

明治元年徳川慶喜の大政を奉還するや、舊諸侯は皆藩と稱して、朝廷の直轄となり、又其領主は都て之を藩知事と呼べり、當時將軍家は静岡に封せられて諸藩の一に列し、舊幕府の直轄地は之を府縣及び國となして朝廷に隸屬す、而して府に府知事有り、縣に縣知事ありしを以て、其頃地方三治の稱呼あり、今其中なる關八州に屬する府縣別の沿革表を示せば左の如し。

明治元年府縣別の名稱

東京府

武藏國 神奈川縣

大宮縣 (二年正月改)

小菅縣 (同上)

上總國 宮谷縣 (同上)

下總國 葛飾縣 (同上)

常陸國 若森縣 (同上)

上野國 岩鼻縣

下野國 真岡縣

明治元年以後同四年以前は日本全國中、府を置くこと八つなりしも縣の如きは僅々廿一に過ぎず、其他は二百七十三藩の舊領なりしを以て皆藩知事の管轄

に委し、縣名の如きは別に設けざりしなり、然れば此書に載する九箇國中にて縣名の附せられたるは以上の五國に過ぎずして、他には未だ存せざりき。然るに明治四年に至り、三府七十二縣の制を施かれたるにより、更に次の如く改ま

府縣名	管轄國郡名	廢府縣名
東京府	武藏の荏原、豐島、足立の内、葛飾の内	東京(府)、品川、小菅
神奈川縣	相模の三浦、鎌倉、高座の三郡、武藏の橋本、久良岐、都筑、多摩の四郡	神奈川、六浦
埼玉縣	武藏の埼玉、葛飾の内、足立の内	忍、岩槻、浦和
入間縣	武藏の横見、入間、秩父、男妾、大里、榛澤、賀美、幡羅、比企、新座、那賀、兒玉、高麗十三郡	川越

足柄縣	相模の内足柄上、足柄下、大住、愛甲、海綾、津久井の六郡、伊豆一圓	韮山、小田原、秩野、山中、箱山、加知山、長尾、花房、越前、久留里、鶴牧、一の宮、櫻井、松尾、菊間、飯野、大多喜、佐貫、小久保、宮谷
水更洲縣	安房一圓、上總一圓	館山、加知山、長尾、花房、越前、久留里、鶴牧、一の宮、櫻井、松尾、菊間、飯野、大多喜、佐貫、小久保、宮谷
新治縣	常陸の新治、筑波、河内、行方、信大、鹿島の六郡、下の香取、匝瑳、海上の三郡	土浦、龍ヶ崎、牛久麻生、松川、石岡、志筑、若森、多古、高岡、小見川
茨木縣	常陸の多賀、久慈、那珂、茨城、眞壁の五郡	水戸、笠岡、下妻、松岡、下館、夫木
群馬縣	上野の利根、吾妻、勢多、碓氷、那波、甘樂、佐位、片岡、多胡、綠野、群馬の十一郡	沼田、伊勢崎、前橋、高崎、安中、七日市、岩鼻、小幡
栃木縣	上野の邑樂、新田、山田の三郡、下野の足利、籠田、寒川、安蘇、都賀の五郡	壬生、佐野、足利、吹上、日光、館林
宇都宮縣	下野の芳賀、鹽谷、那須、河内の四郡	茂木、宇都宮、烏山、黒羽、大田原

(以上明治四年の府縣名)

府縣別の制は實に明治の新案にして、古來の歴史上には嘗て其例を見ざりしものなり、右は大畧三變して現制となりしこと前文國郡分合の末表に示すが如し。

以上に於て關八州及び伊豆の名稱并に行政區劃の沿革等を説き終れるに因り以下歴史篇を述べて次に現狀論に及ばん。

秋津洲歌

君不見富嶽高々且大。風雷繞麓神仙會。又不見琵琶湖深々且悠。煙波浸天蛟龍浮。水斯流兮山斯峙。險要斗樞足憑恃。忠武古稱君子國。帝系連綿幾世紀。眞個扶桑是桃源。土壤沃饒風俗淳。蕭牆縱有兄弟鬩。不關他邦經幾秦。宴安何知是醜毒。志士竊憂坐積薪。霹靂一聲地欲裂。百年長夢正初

覺。峨巖嶮列如山。忽然驅人勢凜然。國家鼎沸事狂奔。尊攘豈嘗有定論。大鬼小鬼盡踵哭。百萬蒼生泣郊原。郊原紛々飛劍華。鮮血染出新國家。勇將謀士今焉在。當年志士白髮多。吁嗟舊日本去兮新日本來。壯者進兮老者頽。艱難既完創業功。經營亦待守成才。仰望前程何渺々。突進未幾知何處。誰爲先覺誘後覺。堅忍漫勿冀僥倖。吁嗟青年々々時難再。世紀幸逢有爲代。寄語淬勵應勉力。文物直壓髯虜輩。旭旗高翻東海東。驅馳將角普佛雄。一片和魂磨不淄。元氣磅礴邦威隆。嗚呼國礎一定永不搖。人既忠勇士富饒。琵琶湖之深々愈深。富嶽之高々愈高。

國ぶり

天日嗣の、高御座。常磐かさはに、動きなき。皇御國の。國風は、神代なが



らに定まりて。君を尊む、真心は、千引の石と、いや高く。民を憐む、御恵は。千尋の海と、いや深し。御國と共に、言の葉も。獨り立して、天雲の。よりあふ限り、かくながら。榮え行こそ。愛たけれ。

### 第一編 歴史

一家數代の經歷は即ち箇人の史にして、國民全體の消長は即ち一國の史なり、而も人類有てより以還文字を製して記録を造ることは皆な後代に屬するを以て考古學者は其以前の時期を名けて「先史時代」(Pre-historic time)と云へり、今關東八州に於ける當時の、状態を考ふるに畧ぼ左の如し。

(甲) 先史時代(又、石器時代とも云ふ)

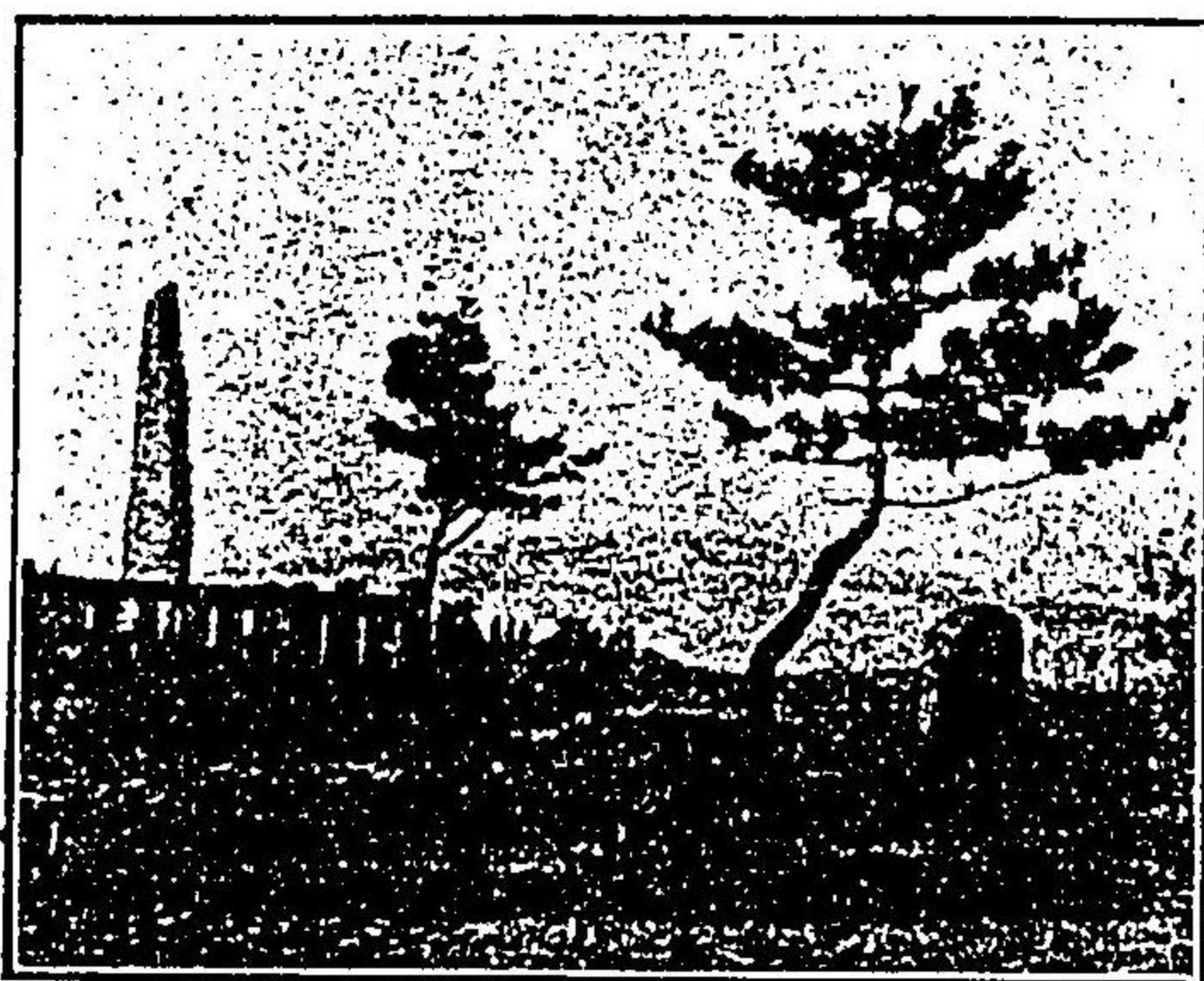
吾が天孫種族の大八洲を開くや、東夷關東に據て王命に従はず、故に景行天皇の朝、日本武尊勅を奉じて之れを討す、而も其以前に於て一人種の棲息するあり、彼の東夷は此別種族と競争して遂に土地を奪ひ、彼等を驅逐して、第二の

移住者となり、天孫人種の北進に際して圖らず衝突を來せるが如し。世の考古學者は右最古の住民を指して石器時代人民と呼び、當時を目して石世期若くは石器時代 (Stone age) と云ひ、又人類學者は第二の住民を認めてアイヌなりと云へり、勿論以上の諸種族に就ては學者の間に異説あり、第一住民を目してアイヌと云ひ、第二の東夷中にはアイヌの外に土蜘蛛種族ありと説きて、聚説紛々たりと雖も、學生諸氏は斯る議論の渦中に陥ることを避けて、専ら遺跡の狀態と古器の採集とを勉め以て樂しみの深さを圖られよ。

遺跡見や師走とらずの旅歩行

(一) 遺跡の種類

世界古來の住民には未だ農業を知らず、又金屬の用を覺らざるものあり、彼等



伊豆 雄の島



熱海

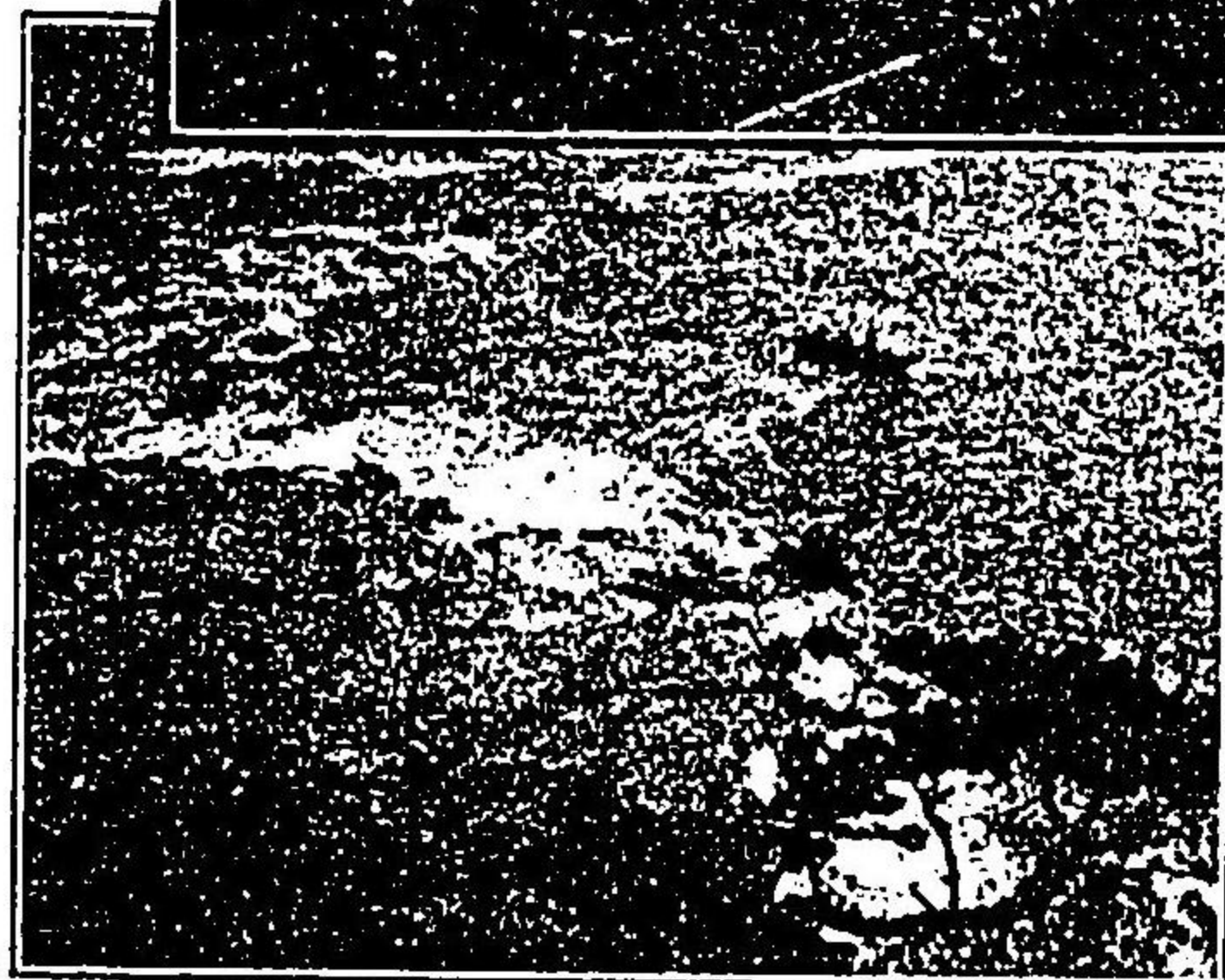


湯ヶ島の瀧

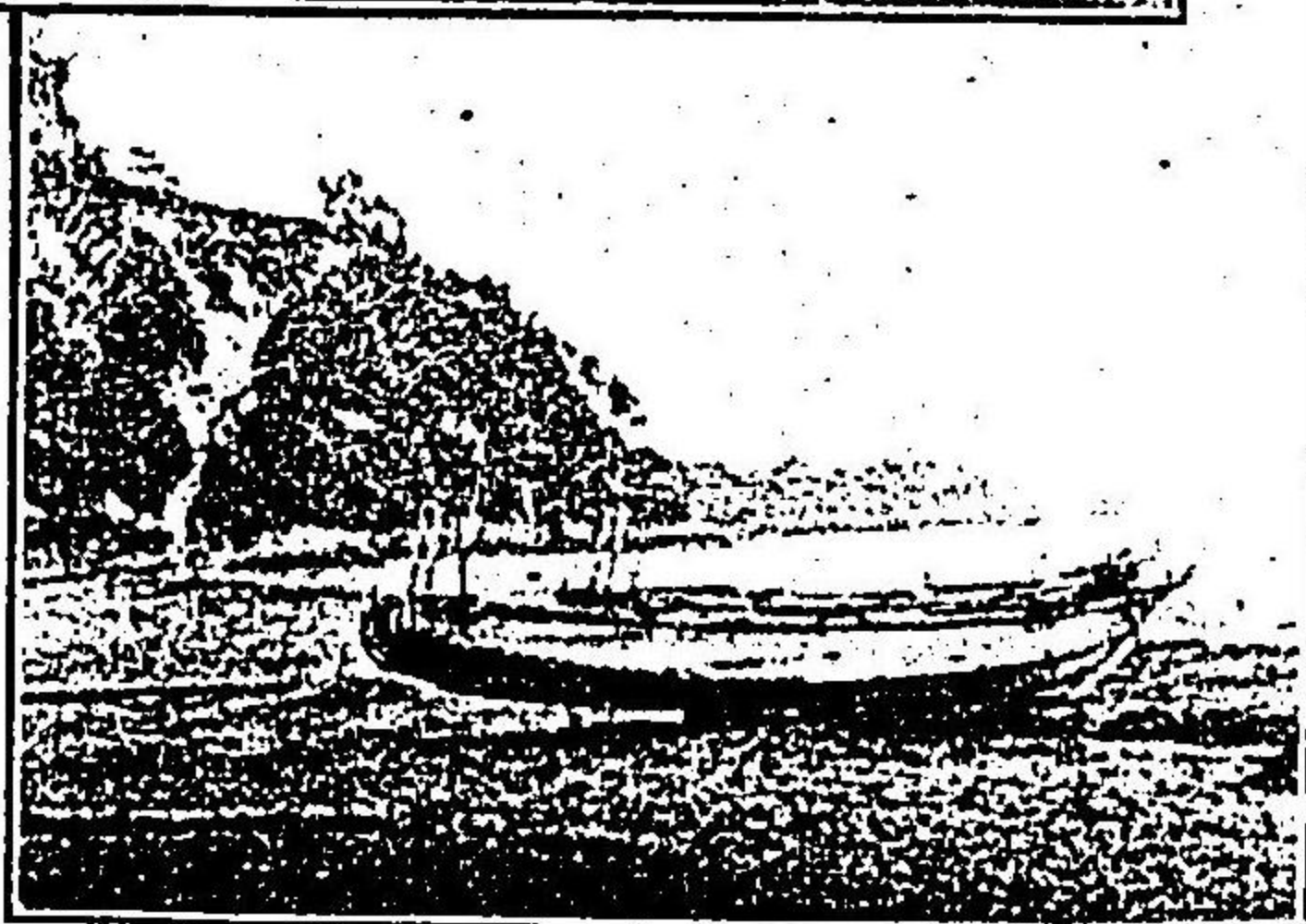
武州 金澤八景



江の島兒が淵

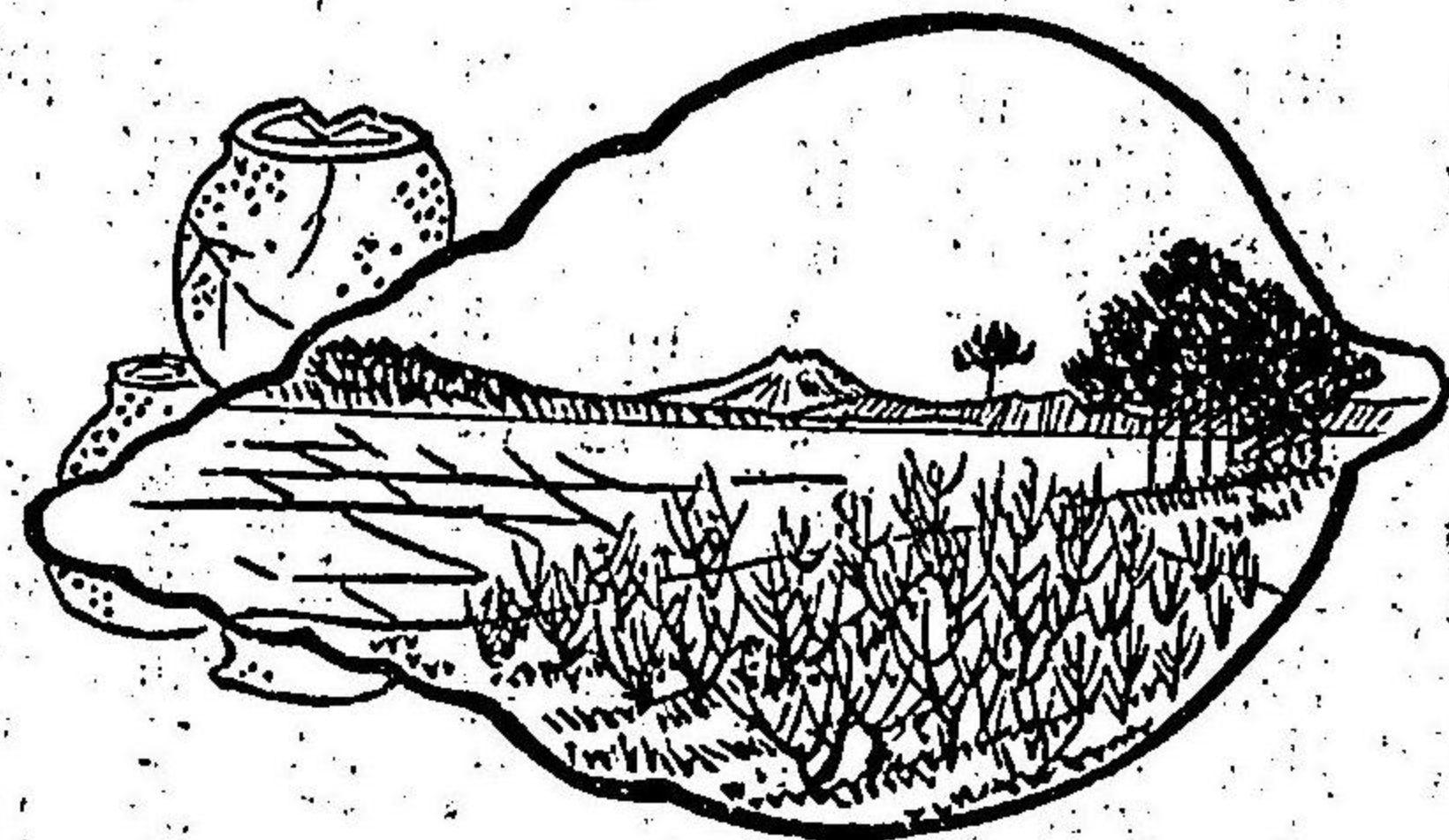


稻村ヶ崎



類 種 の 跡 遺

は躡々として謠ひ、緩々として  
 歩し食を求めて移住し、腹滿ち  
 て眠る、此太古無貝塚の  
 爲の民は我關東に 跡ある處は  
 於ても一時繁榮を おしなべて  
 極めて、大に手巧清きながれの  
 の精妙を致せしこ 川沿ひに  
 と有りしが、其頃 あれ  
 の住居地若くは物捨場と認めら  
 る、箇所は頗る多し、今其地名



常陸國福田貝塚

を列擧するに先ち少  
 しく遺跡の状態を語  
 らん。  
 (イ) 貝塚。日本太古  
 の遺跡中其第一に  
 數へらるゝは即ち  
 貝塚なる可し、此  
 ものは舊海濱に居  
 りし住民が其水中  
 の貝を採りて肉を

食ひ、右の貝殻を打捨てたる場所なり。歐米の學者は之を (Shell Mound) と呼び、譯しては貝塚ともなれど、我邦には千餘年前に古く介墟の名あり、又諸地方の地名に貝塚と云へる類あり、名實相叶ふを以て之を採れるなり、而して右の遺跡は關東地方に於て、利根流域に最も多く、其他武藏に於ては多摩川、鶴見川の沿岸に在り、兩總の地は市川、利根の河邊以外に舊東京灣の海水深く進入せる土地は往々にこれ有り、又常陸は霞ヶ浦、北浦の沿岸を初として那珂川の左右亦これ有り、相模、安房に至ては寥寥々晨星の如しと雖も、亦絶無にあらず、獨り伊豆は三面環海の國なるにも係はらず、一も貝塚なし。以上記する所の貝塚なるものは即ち先史時代の書庫と見るも不可なることな、其内部を探れば當時の人種を知る可き古骨を出し、又其風俗を知る可き

土偶を出し、又諸種の日用品と食料とを知る可き資料を出す、而して貝殻の類には今日其地方に産せざる類あり、又其産出するものと雖も角度に於て大差を示すものあり、  
 其他厚み海苔の香やの如此貝塚がきも亦掘初め異れり、獸骨に至るの證明する所なり、右の如何は猶後章に説くこととして次に遺物包含層を語らん。



武蔵國王子ヶ原貝塚

\*ては其發育の度遙に今日よりも勝れたること  
 動物學者

(ロ) 遺物包含層。貝類の産出は海潮進入の地に限れる故に古來海灣に土器掘るや遠き、他人は知らぬ兩毛の地は嘗て貝塚の類を認るなり、勿論貝塚に代る可き遺物包含層と



武藏國分寺包含層

稱する者は甚だ多く、其状態は敢て前者と異らざるなり、唯だ貝類絶無なるを以て、土石器の外には遺存するこゝと能はず、隨て物の種類を探るに不便多し。日本全國中關東は先史時代の遺跡殊に豊富を極む、故に當時の状態を探

らんとする人に取りては頗る便宜多し、因つて予は學生諸氏に向て、春の朝、秋の夕、筈を郊外に曳て太古三千年の迹を眼前に見んことを勧告す、況んや夏期の長時日に當りては小屋の内に坐臥して、徒らに午睡の夢を貪るが如きは身の害のみ、故に予は再び諸君に勧告す、宜く涼風の下、清水の邊、其時を利用して之を探索せよと。

おろそかに見過しはてな世の人よ

上つそのよのあとは貝塚

高槻

○石器時代遺物發見地名表

(關東及伊豆の部)

武藏國

修學旅行案内

地	名	遺物	摘要
東京小石川區植	物園内貝塚	(石棒、石斧、石匕、土偶、石橋、土器、其他)	貝層は多く土中に在るも坂の邊又は穴を掘りたる所に貝殻見ゆ
同赤阪區青山	墓地西方貝塚	石斧、石鏃、糸掛石、土器……	遺物は西方低地に臨む場處に在り貝殻は至て少し
往原郡目黒村	不動堂裏包舍層	石斧、石鏃、土器……	土器は最も大手なり
同郡大井村	大字大井橋現遺貝塚	(土版、土偶、土器、石棒、石斧、以下頗る多し)	鐵道線路の西側なり
同調布村	下沼郡宮の上貝塚	土偶、土器、石斧、石棒、人骨等……	往來の右手に在り(玉川へ行く)
北豐島郡日暮里	村延命院貝塚	土偶、土器、石斧、石鏃、石棒其他	(現今貝殻多く見えざるも舊は頗る有望なり)
同郡王子村	西ヶ原昌林寺貝塚	石鏃、石斧、石棒土器等頗多し……	遺物少きも遊賞の地なるを以て擧ぐ
南多摩郡七尾村	百草園内包舍層	石鏃……	
大里郡吉見村	大字胃山包舍層	石斧、石鏃、石棒、土器……	
久良岐郡根岸村	包舍層	土器、石器……	
同郡屏風ヶ浦村	大字岡小字三股	曲玉、石器、玉器、牙器……	

以上六百八十三箇の内右十一所を擧ぐ

石器時代遺物見地名表

相模國

地	名	遺物	摘要
三浦郡久比里村	江戸坂貝塚	土器、石斧、角器	浦賀より行く街道の左方なる畑地にあり
同郡同村	大字佐原小字カヤマ貝塚	土器、其他	
同郡三崎町	大字諸磯字貝塚	玉類、骨斧、石器、土器	此貝塚は遺骨頗る多くして一見骨塚と云ふも不可なきが如し

以上八十九箇所の内右三所を擧ぐ  
伊豆國

地	名	遺物	摘要
田方郡柏谷村	天降神社境内	石斧	村内に磨製石斧を所持するもの頗る多し
同郡	月ヶ瀬	土器、石器	
同郡	伊東祖師堂裏	土器、石器	

同郡久連海濱 石斧  
 同郡三島町小學校附近 石斧、石鏃、土器

以上二十五箇所の内右五所を舉ぐ

安房國

地名	遺物	摘要
安房郡神戸村大字神宮小字大塚貝塚	土器、石器、骨角	
同郡山本村字石井	石斧、土器	
同郡成川村	石棒	

以上十一箇所の内右三所を舉ぐ

上總國

地名	遺物	摘要
長生郡石神村貝塚	石斧、土器、砥石其他	
同郡網島	土器、磨製石斧	
市原郡姉ヶ崎字壘貝塚	土器、石器、骨角	

以上十一箇所の内右三所を舉ぐ

下總國

地名	遺物	摘要
東葛飾郡香谷村貝塚	土偶、石斧、土器、貝輪、其他	
同郡國分寺村大字堀の内貝塚	土器、石器、骨器其他	キンナゴ貝多く有り
同郡葛飾村古作貝塚	土偶、土器、石斧、石棒、其他	
同郡大柏村柏井貝塚	土偶、石斧、角器、其他	
同郡我孫弓村大光寺内貝塚	石器、土器	



千葉郡都村大字貝塚	石器、土偶	
同椎名村六道小字小金澤貝塚	石斧、石棒、土偶、其他	
北相馬郡高井村大字上高井貝塚	石器、土偶、土器	
同郡文間村大字立木貝塚	石斧、孟、土偶、土器	
印幡郡江原新田	土偶、石器其他	
香取郡河玉壺村字先堂貝塚	石斧、石鏃、石鏃、砥石、土器、石鎗其他	
同郡白井村貝塚	土器、石器	
結城郡絹川村大字同字字阪口	石斧、石鏃、曲玉、土器、其他	

以上百六十六箇所の内右十三所を挙ぐ

常陸國

地	名	遺物	摘	要
稻敷郡高田村椎塚貝塚		石斧、石棒、土偶、土器、骨器、砥石、石器		此遺跡は日本有数のものなりしが近來其量を減ぜり
同郡大須賀村大字福田貝塚		土器、石斧、石棒、土偶、土版、骨角器、其他		同上

同郡村田村白畑貝塚	石匙、石斧、石棒、土器	
同郡浮島村字前浦貝塚	土偶、土器、石器其他	
新治郡安飯村大字岩坪貝塚	石匙、石棒、石斧、土器	
眞壁郡伊豫村大字伊佐山	石斧、石鏃、石棒、土器	
同郡下妻町多寶院近傍	同上、土偶	

以上百十五箇所の内右七所を挙ぐ

上野國

地	名	遺物	摘	要
新田郡尾島町北方		土器		
佐波郡大屋村産泰神社近傍		石棒		
利根郡上津村		石鏃		
山田郡宮若村畑中		土器		
多野郡藤岡近傍		石斧		

霞ヶ浦中の島嶼なり

修學旅行案内

邑樂郡館林茂林寺近傍 土器  
 勢多郡下ノコダ村 石器、土器

以上二十箇所の内右七所を擧ぐ

下野國

地名	遺物	摘	要
足利郡足利町公園	石斧、石鏃、凹み石、砥石		
安蘇郡越名沼邊の畑中	石鏃		
上都賀郡松來村大字小來川小字宮内	石斧、石匙、小玉		
下都賀郡野木村大字野渡	石鏃、石斧、土器		
芳賀郡田野村大字山本小字松本	石鏃、土偶		
河内郡西原小字江竹島	石斧、石棒、石鏃、曲玉、土偶、土器		
同郡雀の宮大字針ヶ谷	同上		
同郡國本村大字野澤字石塚	同上、石劍、人面筒器其他		

今遺物を見ること稀れなるも古墳所在地なるを以て便宜の爲め擧ぐ

此地は頗る有望の箇所なりしが今其量を減せり

遺物の種類

同郡石那田小字岡坪	石斧、石鏃、土器其他
那賀郡大島小字逃宮	同上
鹽谷郡阿久津町トウバラ	石斧、砥石、土器、石鏃

以上八十六箇所の内右十一所を擧ぐ

(二) 遺物の種類

平泉の舊墟を探るものは藤氏三代の豪奢を聞くなりても其迹の茫々として當時を目撃すると能はざるを恨むるならん。又鎌倉に遊ぶものは源家三代以下の居所を採知す可きも當時武夫の行装を視ること能はざらん、蓋し過去の夢を再び結ぶすら猶且つ困難なり、況んや七百年千年の昔を目前に見るが如きは到底出來得可きことにあらず、然れ共人は其時々を使用せる事物あり、吾人之を執て當時を推せば細大となく知り得られて畧ぼ遺憾なきに至る、今本節に説んとす

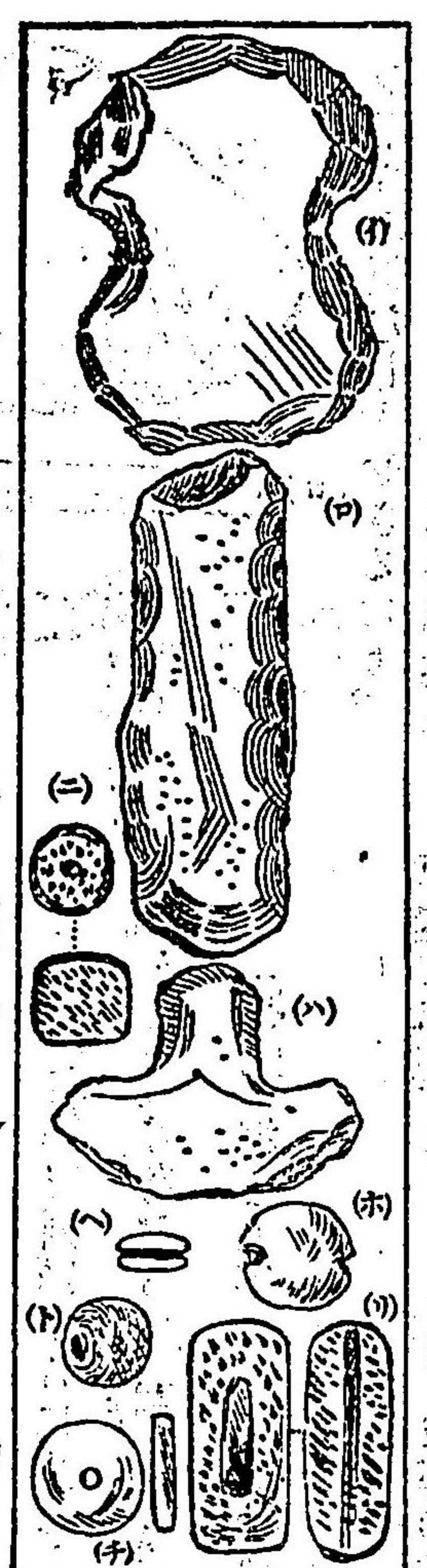




石のやのれに思ひこそやれ

(斧石及鉄石)

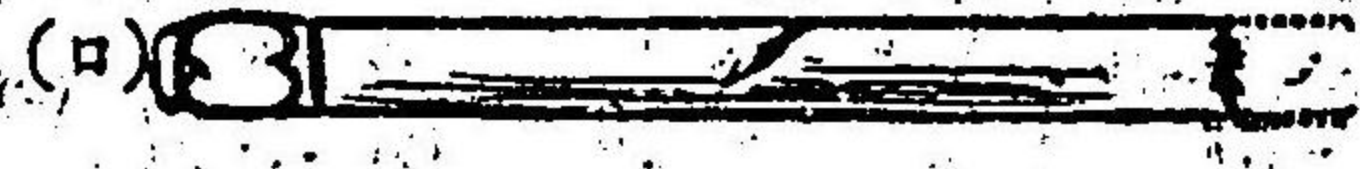
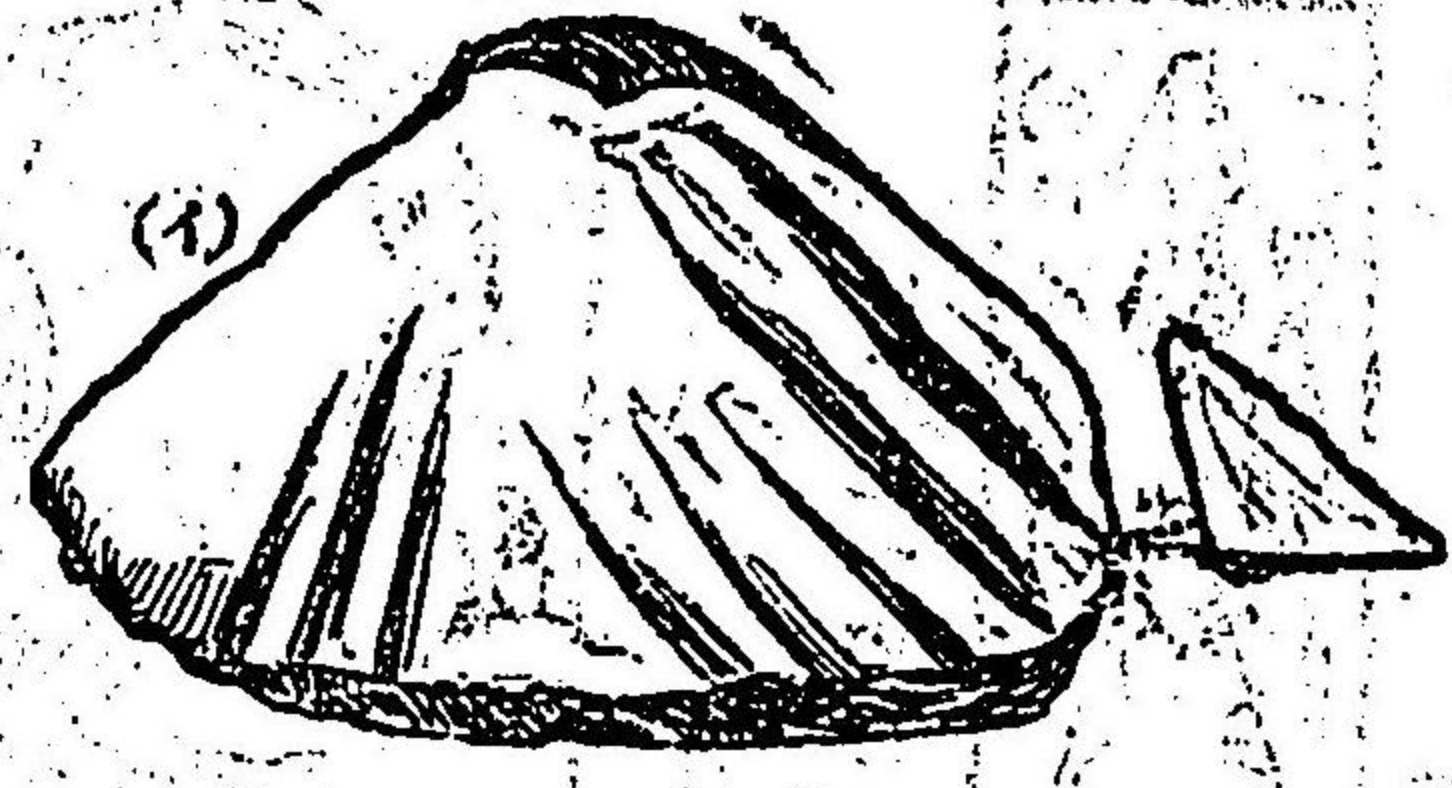
貝塚人の身のまもりなれ  
いたしへの野山のまもりなれ



(類器石)

石になる品さまざまの器

基けり、今其品種を列舉せんか、大畧次の如き類を存せり。  
 (イ) 石 棒 (ロ) 石 斧 (ハ) 石 鏃  
 (ホ) 石 鏃 (ヘ) 石 鉋 (ト) 石 匙 (ニ) 石 鏃  
 (リ) 石 槍 (ヌ) 石 漁叉 (ル) 環 石 匙 (チ) 石 庖丁  
 (ワ) 石 鉋 (カ) 青龍刀石 (下略) (フ) 石 太刀  
 以上の諸石器には打製と磨製との別あり、又半磨製若くは局部磨製と云へる類もあり、殊に大小の差違甚だしき例としては、石棒、石斧の中に往々有り、又類品の頗る乏しきは青龍刀石の一種なるが如し。  
 右列舉する所の石器類は主として利器に屬する品なるが、此外に猶次の類あり。



(イ) 砥石  
(ロ) 石棒  
(ハ) 獨鈷石

- (イ) 石 白
- (ロ) 石 皿
- (ハ) 石 冠
- (ニ) 石 槌
- (ホ) 石 凹
- (ヘ) 石 蜂の巢
- (ト) 石 石
- (チ) 石 緒
- (リ) 石 錘
- (ヌ) 石 薬研形石器
- (ル) 石 人形
- (下畧)

石器類も細叙せば大冊を要す、故に本篇は單に名稱を列擧するに止めしが、要するに最も奇なるは石製の人形なり、此品下總より出でしにより猶類品

を得るの望なしとせざるなり。

石器の中には以上の外裝飾品あり、其尤なる類に至りては實に彼等の美術思想

を見るに足る可く、又吾人の目を喜ばすに足れり。

石 斧 千 浪

鳴神の空こといひし斧もいま

みがくるゝ世と成にけるかな

石 棒 眞 道

いにしへの壯丈夫のをたけびを

石のつゝゝにおもひこそやれ

(乙) 石器類。我石器時代の石器は其分量甚だ多くして且つ變化極りなしと雖も大別せば左の四種類に歸することを得可し。

(イ) 容 器 類

のこりつる  
土の器に  
古への  
人のこころの  
なくみさへ  
見ゆ



(一) 土器の口  
(二) 土器版  
(三) 骨輪  
(四) 骨玉  
(五) 骨石  
(六) 骨孔  
(七) 骨環  
(八) 骨曲  
(九) 骨曲  
(十) 骨曲  
(十一) 骨曲  
(十二) 骨曲  
(十三) 骨曲  
(十四) 骨曲  
(十五) 骨曲  
(十六) 骨曲  
(十七) 骨曲

土器類

(一) 漁業器具  
(二) 宗廟  
(三) 遊戯品  
人形  
土版

あたりめてもの食ひけむ貝塚の



土のうつはの焼あと見れば

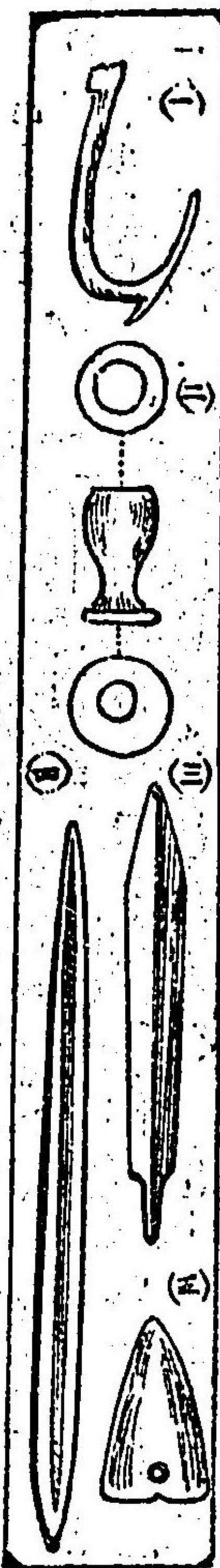
此時代の土器に就て最も面白く感ぜらるゝ點は把手類の盛んに附せられたる例にして、次は紋様の變化、次は底部網代形の種類多き風なり、猶其外に朱模

様を附したるもあれど并は第二に入る可きを以て姑く此三者に止め其研究を  
讀者諸君に委せんと欲す。その興味の淺深は幸ひに試みて後之を知られよ。  
貝塚の土のうつはの形には

花のすがたになりにしもあれ

高 槻

(丙)骨角器。先史時代の遺物中其作品概して小形に、其形狀概して珍奇なるは



骨角器の類なり、此種の部類には箸の代用と見る可き肉差し有り、弓の兩  
端に附したる弦の作り、其他浮き袋の口、曲玉、魚叉、縫ひ針等を初めと

して用法不明の品も往々に存せり、斯る物質の品は貝塚以外に出づることな  
く、又貝塚中にも奇品を出す例は甚だ少し。

さまざまの獸の骨をくさくの

高 槻

うつはにしけむ貝塚の人

貝塚にまじるけもの骨見れば

全 人

その世の人は皮衣せし

○彌生式土器と遺蹟

我大和民族の歴史以前に屬する人民は前條石器時代人民の外に猶一有り、開は即ち古史に所謂土蜘蛛にして彼等は天孫種族に對しては實に先史住民なり、而も石器時代人民に比すれば年代稍や下れるが如く、吾人の祖先に對しては其前たり、斯る事情は幸にして彼等が原史時代にまでその血脈を保ちしにより邦人の口碑記録に止り、隨て今日に知り得らるゝ譯なるが、近時彼等土蜘蛛の遺蹟にあらざるやと思ふ箇所を發見せり、其分布は素より石器時代の如く廣からず、南は薩摩より北は陸奥に達し、皆な堅穴と覺しき迹を示し、内部より一種の素焼土器を出せり、此品最初は本郷彌生ヶ岡の貝塚より發見せしにより、假に名

付けて彌生式土器と呼びしが、今や殆んど一の術語となれり、以下其の遺蹟地を擧げて参考に資せん。

地	名	摘	要
武藏國北豐島郡田畑村道灌山切割り場			堅穴と覺しき迹あり土器を出す、 貝塚中より土器を出す、
同 國同郡王子村西ヶ原農事試験所構内			彌生式の貝塚なるが如し、 網模樣朱塗りの土器出づ、
同 國南足立郡小臺			同
同 國橋樹郡加瀬村			同
同 國荏原郡上大崎村貝塚			同
同 國北豐島郡上王子村稻荷左手の臺			同
同 國同郡上十條村			同



- 相模國中郡大磯停車場脇
- 同 國同郡比々多村三ノ宮
- 同 國三浦郡上松輪
- 伊豆國田方郡田京字段
- 同 國田方郡國南村大字柏谷
- 同 國大島郡増村字タツノクロ
- 安房國安房郡竹田村字瀬戸貝塚
- 同 國同 郡館野村大字國分の内茅野
- 下總國東葛飾郡風早村大字大井
- 同 國結城郡結城町字神明
- 同 國印幡郡印幡沼村附近
- 常陸國稻敷郡木原村
- 同 國鹿島郡上島村和田

古墳所在地

古墳の近傍

石器時代遺跡

- 同 國眞壁郡關本町大字上野
- 同 國行方郡秋津村大字青柳小學校敷地
- 上野國新田郡生品村大字反田小字赤城原
- 同 國前橋市天川
- 下野國河内郡五分一
- 同 國同 郡下蒲生村

縄部土器と共に出土

以上廿六箇所

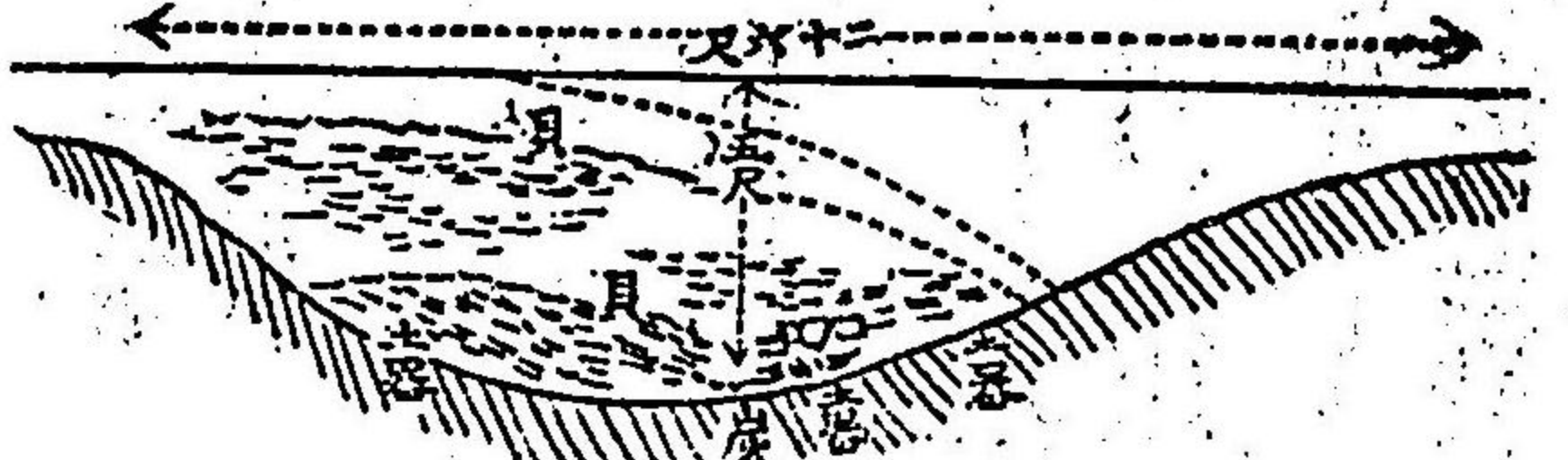
彌生式土器の出所は石器時代に比して十分の一二に過ぎず、然れども此もの研究は總て一人種の存否を確むる材料なるを以て其貴重なること敢て前者に譲らず、故に少しく餘分に列舉せり。

(乙) 原史時代 (又高塚時代とも古墳時代とも云ふ)

原史時代とは英語に之れを

(Proto-Historic time)と云ひ、

國民の口碑記録が多少世に存在すれども未だ正確なる歴史を有せざる時期を云ふ、今吾國に就て云へば開國の當時より推古大皇以前を指すこと最も適當なる可しと信ずれども政治上の沿革は別に説く可きにより茲には先づ遺跡遺物



の類を云ふ可し。

(一) 遺蹟の種類

我天孫種族の國を開て以來偉烈を擧げ、長計を振ひ、式列聖相繼で秋津洲裡を經營せしこと夫れ幾許ぞ、蓋し大畧の事蹟は史上に見えたりと雖も猶當時の起工上實際に之を採るは學問上最も必要にして、且つは興味の深きものな

り、故に以下遺跡類を擧げて、其畧解を附せん。

遺蹟の種類

- (1) 都府
- (2) 墳墓
- (3) 横穴
- (4) 製陶所

我上代の遺跡には埃及の如き大宮殿なく、又希臘、羅馬の如き大市街の迹なし、され共以上の四遺跡は以て當時の人爲的事業を知るに足るが故に世の學生諸氏は右の如何を明にする必要あり。

(イ) 都府。上代の都府は皆な畿内地方に在り、故に關東に於て此迹を見出すこと能はされども、國府の所在地は幸に判明せるが上に國造の配置も畧ぼ知り

得らるゝにより、先づ右の類を列挙すべし。

舊國府所在地

- 武藏國北多摩郡府中
- 相模國中郡國府本郷
- 伊豆國田方郡三島町(田京)
- 安房國安房郡府中
- 上總國市原郡能滿寺邊
- 下總國東葛飾郡國府臺
- 常陸國新治郡石岡町
- 上野國群馬郡國府村
- 下野國都賀郡國府村

國府の設置は比較的知らしく、又其時期を等うせざる可しと雖も之を置き初めたるは原史時代に在ること事實なる可し、而して當時府治の所在地は繁榮

の度如何なりしやを知る可からざるも、若し遺物の散列することあればその工合によりて區域の大小を知り得可きにより、先づ地名のみを擧げて其探究を諸氏に委せり。

次に國造配置の有様を擧げて右國府との對照に便すること左の如し、但し年代上より云へば前者却て後なる可きも國造の住居は未だ國府の如く判然せざるにより本篇に於ては後に廻しぬ。

- 武藏知々夫國造 (後世秩父郡の地)
- 同 入間无邪志國造 (同 埼玉郡の地)
- 相模師長國造 (同 舊餘綾郡師長郷の地)
- 安房國造
- 上總上海上國造 (同 舊海上郡の地)

上代國造配置表

上總菊麻國造	(後世市原郡菊麻郷の地)
同 伊甚國造	(同 夷濤郡の地)
同 須惠國造	(同 舊周准郡の地)
同 馬來田國造	(同 舊望陀郡の地)
同 武社國造	(同 舊武射郡の地)
下總印波國造	(同 印幡郡の地)
同 下海上國造	(同 海上郡の地)
常陸仲國造	(同 那珂郡の地)
同 茨木國造	(同 茨城郡の地)
同 多珂國造	(同 多賀郡の地)
同 筑波國造	(同 筑波郡の地)
同 久自國造	(同 久慈郡の地)
同 新治國造	(同 新治郡の地)

國造配置の工合は當時の行政區劃を知るに於て頗る必要なるのみならず、又大和民族東進の迹を考ふるに缺く可からざるものなり、而も其居所を明にする人なきは學海の一大缺點と云ふ可し。

(ロ)墳墓。原史時代の墳墓は之を古墳と稱して後世の分と別てり、其構造は高く土を積み上げ、内部に石棺槨を置くこと常なれども關東邊の分には往々此類を略せるもありて、一樣に論ず可からず、而して後人の發掘して石槨の口を開けるものは土俗稱して火雨塚と呼び、又は隠れ里なども云へり、地方

上野國造  
下野奈須國造  
下野國造

(同 那須郡の地)

によりては鬼の窟とも云へど關東邊にては餘り斯る口碑を聞かざるが如し、  
今其重なる所在地を擧げて次に細説に移らん。

武藏國

地名	形状	摘要
東京市芝區芝増上寺内	丸形	副葬品多く出づ、石槨有り、
同 赤坂區氷川神社境内	丸形	管玉、刀劍、土器片等出づ、
久良岐郡金澤村大字町屋	同	土偶、土馬の類出づ、
橘樹郡大綱郡大字大曾根	同	百以上群集せり、
同 郡生田村飯室山	同	石槨有り、副葬品多く出づ、
郡築郡中里村大字下麻生	同	石槨有り、土偶其他出づ、
往原郡調布村大字上沼部	丸形	石槨有り、土偶其他出づ、

相模國

地名	形状	摘要
同 郡玉川村上毛野字谷川	丸形	横造品多く出づ、
南多摩郡小宮村大字北大谷	同	塚穴多く有り、
北多摩郡三鷹村大字大澤	同	同
北足立郡川田谷村	同	群集して有り、土偶、土馬出づ、
北埼玉郡荒木村大字小見	瓢形	珍らしき石槨有り、
同 郡埼玉村字百塚	丸形	副葬品多く出づ、
比企郡唐子村	同	石槨有り、土偶類も出づ、
入間郡津久根村字山の神	同	最小石槨有り、
以上、三百三十三箇の内十五所を擧ぐ。		

三浦郡葉山村大字一色

形状	摘要
丸形	石槨あり、

伊豆國

中郡大磯在(高麗村へ行く途中)釜口穴	丸形	石槨有り、
同 郡比々多村	同	石塚にて珍らしきものあり、
愛甲郡萩野村大字下萩野小字新宿	同	石槨有り、
以上、三十八箇所の内四所を擧ぐ。		
田方郡川西村大字長岡	丸形	石槨有り、
同 郡江間村大字千葉	同	同
同 郡田中村大字宗光寺	同	同、副葬品多し、
以上、九箇所の内三所のみを擧ぐ。		

安房國

安房郡館	丸形	曲玉、管玉、鐵器等出づ、
同 郡館野村大字山本字蕨臺	同	以上、二箇所の外未だ他の發見なし、故に皆な擧ぐ。
以上、三十一箇所の内三所を擧ぐ。		
君津郡清川村大字祇園字大塚山	瓢形	石槨有り發見の甲冑は最も珍品なり、
同 郡根形村大字飯富の臺	瓢形	數多群集せり、
市原郡千種村大字仁塚二ツ塚	瓢形	

上總國

下總國

修學旅行案内

地名	形状	摘要
東葛飾郡市川鴻ノ臺總寧寺	丸形	石棺有り、 數多群集せり、
同 我孫子町大字柴崎	同	副葬品數多出づ、砂質の石槨有 り、珍らしき石槨あり、
同 風早村大字大井	同	數多群集せり、
印幡郡安食町大字龍角寺	同	同上、埴輪其他種々の品出づ、
香取郡小御門村大字名古屋	同	石棺有り、
同 郡香取町大字香取	同	土偶、土馬の類出づ、今寺に存 す、
匝瑳郡豐畑村大字大塚原	同	土偶
北相馬郡山王村大字岡延命寺	同	石棺有り、
猿島郡將門城址布施辨天	同	數多群集せり、土偶、土馬の類出 づ、
同 郡長須村星野神社	同	同
結城郡岡田村大字條山	同	同

古墳地名表

地名	形状	摘要
同 郡西豐田村字仁淀	丸形	同
同 郡水海道[驛]字八間	同	石棺、
以上、百箇の内右十三所を舉ぐ。		
東茨城郡岩船村大字北方	丸形	石槨有り、
同 郡同 村岩船神社	同	石棺有り、
同 郡西郷村大字上青山堀の内	同	石槨有り、土偶出づ、
同 郡川根村大字木部	同	石棺あり、數多群集す、
西茨城郡穴戸町	同	花崗岩の石槨有り、
同 郡南川根郡大字安居	同	數多群集す、

那珂郡平磯町	同	土偶、土馬の類出づ、
久慈郡金郷村大字箕字家原	同	石槨有り、
多賀郡南中郷村大字足洗	同	同
行方郡八代村大字上戸臺山	同	同
稻敷郡朝日村大字福田小字林	同	同
新治郡玉川村光明寺の後山	同	同
同 郡關川村大字石川	同	同
同 郡安飾村大字安食	同	同
筑波郡高鞆	同	同
同 郡筑波町大字沼田隠れ塚	同	同
眞壁郡石田村字石田	丸形	石槨有り、

以上、百四十五箇所の内十七所を擧ぐ。

勢多郡桂萱村大字堀の下	瓢形	馬具其他出づ、
同 郡天川(前橋市)	同	同
群馬郡植木村飯玉山	丸形	數多群集す、
同 郡同 村惣社	同	石槨あり、
同 郡車郷村大字和田	同	同
同 郡倉賀野近傍	丸形	種々の副葬品有り、
多野郡美土里村大字上落合	同	數多群集す、
北甘樂郡額部村大字南後箇	同	石槨有り、
利根郡桃野村大字上津字塚原	同	副葬品種々出づ、
山田郡休泊村大字茂木	同	數多群集す、石槨あり、



下 野 國

新田郡世良田村 同 郡寶泉村大字下田島 佐波郡剛士村大字武士 以上、九十箇所の内十三所を擧ぐ。	同 同 丸 形形形	數多群集す、石棺有り、 同 同、埴輪、土偶、玉類多く出づ、
宇都宮市縣廳裏 足利郡足利公園 安蘇郡犬伏町字犬伏車塚 下都賀郡壬生町北端 同 郡赤麻村字北坪	同 同 同 同 丸 形形形形形	石棺有り、 石柵有り、 土偶出づ、 石柵有り、 同

河内郡豊郷村大字長岡 同 郡同 村字岩本 芳賀郡市羽村大字市埜 那須郡湯津上村大字湯津上 以上、七十七箇所の内九所を擧ぐ。	同 同 丸 同 同 形 形 形 形 形	同、種々の副葬品出づ、 同 石柵有り、 副葬品種々出づ、
---	------------------------	---------------------------------------

葛の花や此處の古墳も瓢形

(ハ)横穴。當代遺跡の一としては横穴なるものあり、我古書には穴居人民の記事あつて、頗る堅固の模様に見ゆるより右の横穴を以て古記に當つるものあり、猶古くは前條古墳の石柵有る類を以て矢張穴居迹と認めたる例あり、去れ共二者共に其實なく、凡て人を葬りたる證迹明かなるにより今日に於て

は葬坑説を立つること一般の風なり。今其構造を曰んか、概して白色の粘土砂岩質なる山、若くは丘陵の中腹へ横に掘り込み、内部は方形に造り、更に其奥又は左右へ一段高く床を設けたるを常とせり、去れ共斯る床の設けなきもあり、大さは三四疊敷の類多く、の類もあれど、斯る例は甚だ僅少なり、今關東に於ける重なる横穴所在地を列記すれば次の如し。



伊豆國田方郡北江間村の横穴

中には十疊敷位の分もあり、普通は單室なるも、多くは四五室連合の風を示せり。又岩質は以上の外に赤色の類もあれど、斯る例は甚だ僅少なり、今關東に於ける重なる横穴所在地を列記すれば次の如し。

地名	摘要
武藏國桶樹郡大網村大字大曾根	數多群集す、
同 國同 郡生田村飯室山	其數百餘個有り、
同 國比企郡西吉見村大字吉見	其數二百數十個有り、
相模國三浦郡久里濱村大字内川新田	其數十四個有り、
同 國中郡吉妻村大字山西字ヤヘクボ	數多群集す、
同 國同郡山背村大字萬田八重窪	同
同 國同郡大磯	同
伊豆國田方郡赤王村字如來	横穴に棚有り、
同 國田方郡江間村大字江間小字珍場	横穴中に石棺有り、
同 國同 郡函南村大字柏谷	數多群集す、
安房國安房郡丸村大字珠師ヶ谷	同

安房國安房郡豐田村大字小戸  
 同 國同 郡南三原村  
 下總國君津郡秋元村大字市宿字岩屋  
 同 國市原郡戸田村大字馬立字澤邊仙權山  
 同 國長生郡二宮本郷村大字押日  
 同 國同 郡帆立村大字本納藤谷及御船町  
 同 國山武郡大和村大字田中常安寺  
 下總國香取郡滑川町大字西大須賀  
 同 國同 郡吉田村大字吉田  
 常陸國新治郡上大澤村字崎濱  
 上野國多野郡入野村大字小暮  
 下野國上都賀郡北押原村大字村井  
 同 國那須郡馬頭町大字和見

數多群集す、

同

同

同

二重連合のものあり、

數多群集す、

數多群集す、

岩むろのあまは年にはあらはれて

ひらけゆく世のさちをしぞ思ふ

小中村清短

(ニ)製陶所。畿内及び中國の邊には古き陶器迹ありて上古二千年前の燒物製造の如何と、其存在地とを明にすれども、關東には未だ斯る遺跡の發見なし、然れども土師村と稱する類は確に當時の土器製地なるを以て諸君の探究に便にせんが爲め、左に之を掲ぐ。

上野國多野郡(舊綠野郡)土師郷

下野國足利郡土師郷

常陸國東茨城郡川根村大字下土師

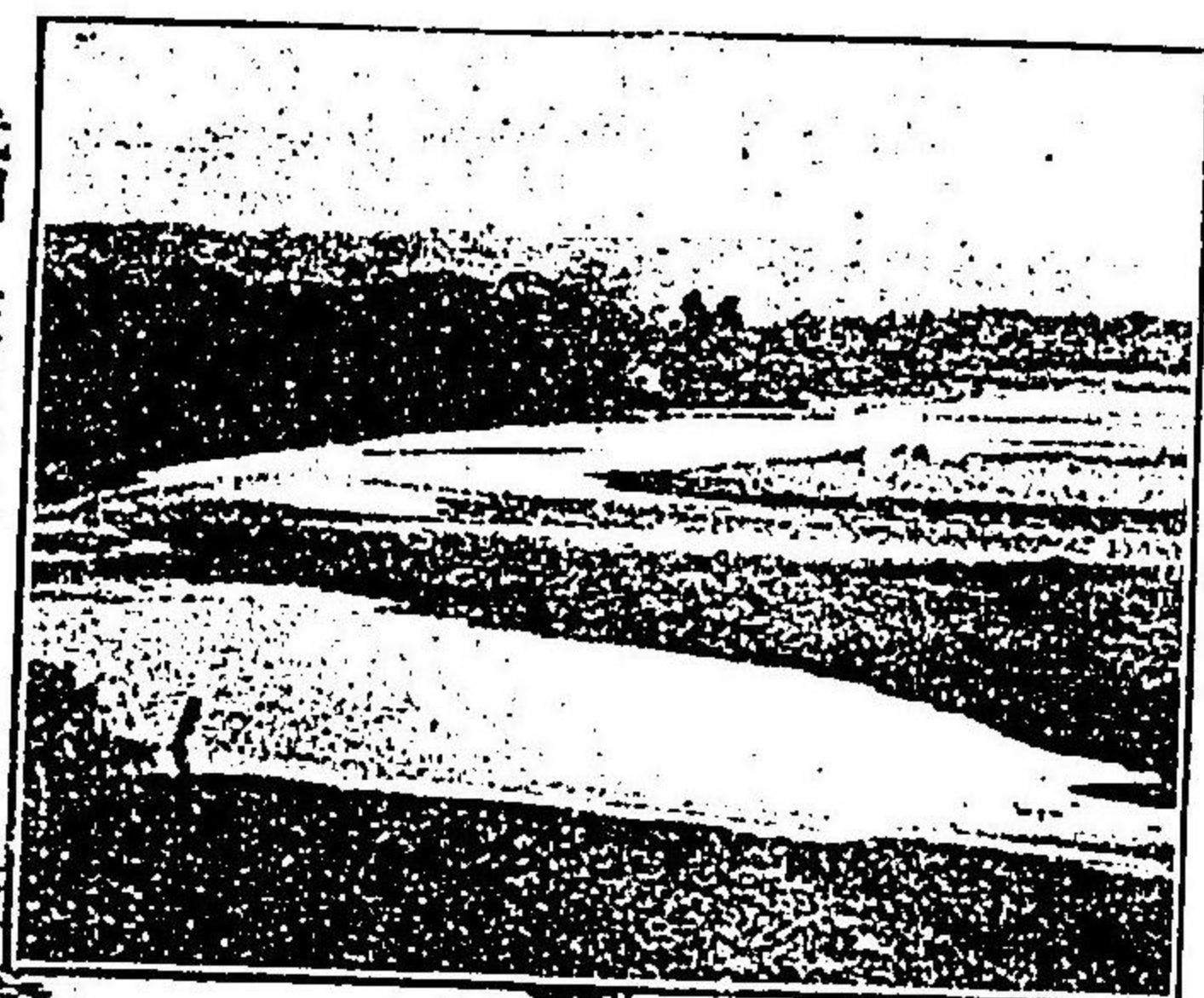
常陸國西茨城郡南川邊村大字土師

同 國新治郡山之莊村大字小野（是は製陶所迹なるを以て附加す）

關東の土師郷は僅々四所に過ぎざれども事實上土器製造の箇所は猶ほ多く存せしならんと考ふ、彼の山谷、畑地等の間に日本流の素焼土器若くは祝部、朝鮮土器の破片を出す場所は共に本頁の研究上、輕々に看過すべからざるを知る可し。

(二) 遺物の種類

天下古今の遺物は埋没と傳世と二様の別有り、其傳世なるは朽敗を防ぐに適し、埋没の類は毀損破壊の憂を免る、而も研究者は二者併せ見て系統を立つるを要す、蓋し先史、原史の時代に屬するものは皆な埋没の類に限るを以て年所の久



武州 荒川の景



多摩川の上流



高尾山藥王院

遺物の種類

しきに比しては毀損物少く、且つ厩作、模造の類甚だ乏し、去れば研究上の便利多しと雖も唯だ恨むる所は植物質の品腐朽して之を現實に見る能はざる點なり、而も確實なる類を列擧すれば大略左の如き類有り、世の學生諸氏は前文の石器時代物に比して其差違の如何を審かにせられよ。

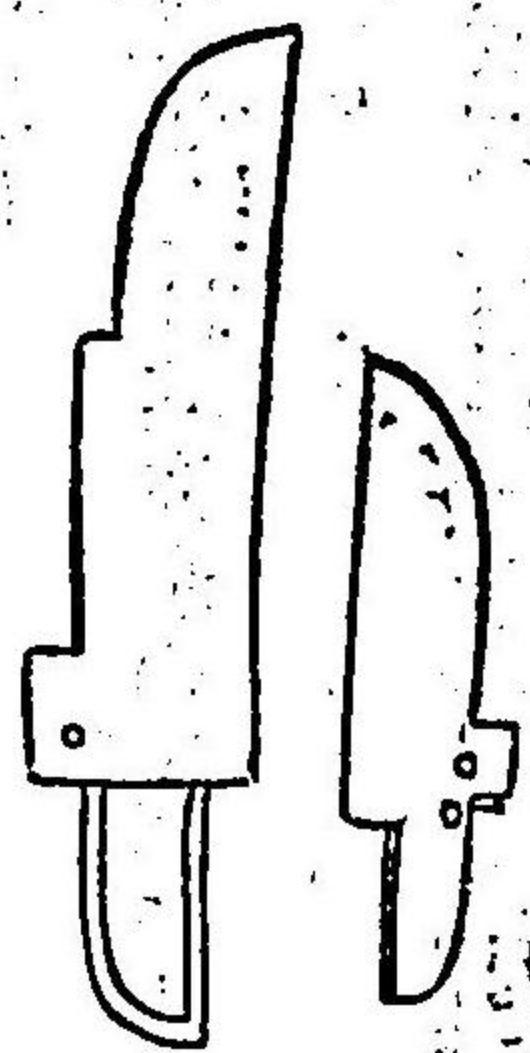
- |     |      |
|-----|------|
| (2) | (1)  |
| 銅器類 | 土器類  |
| 馬具類 | 素焼土器 |
| 武器類 | 祝部土器 |
| 裝飾品 | 朝鮮土器 |
| 容器類 |      |

原史時代の遺物類

- |      |     |      |     |      |     |     |     |
|------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|
| (10) | (9) | (8)  | (7) | (6)  | (5) | (4) | (3) |
| 色織物類 | 木製品 | 玻璃製品 | 貝製品 | 骨角製品 | 石製品 | 鐵器類 | 鐵器類 |
|      |     |      |     |      | 模造品 | 武器類 | 馬具類 |
|      |     |      |     |      |     | 裝飾品 | 武器類 |

我邦原史時代の遺物類は以上記するが如くなれ共、右を細説するは冗長の恐れあるにより、主たる類を擧げて他を略せん。

(甲)金屬類。吾人の祖先が雄大の力を得て此大日本國を統一せしは種々の原因ありと雖も其主たる點は即ち金屬製作の自在を得たるに在り、故に此點



(刀小に紐)

は深く注意せざる可からず、而して此内には次の數種類有り。

金屬の種類

- |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| (イ) 金 | (ロ) 銀 | (ハ) 銅 | (ニ) 鐵 | (ホ) 鉛 |
|-------|-------|-------|-------|-------|

此二者は主として裝飾に用ゆ。

此二者は主として武器に用ゆ。

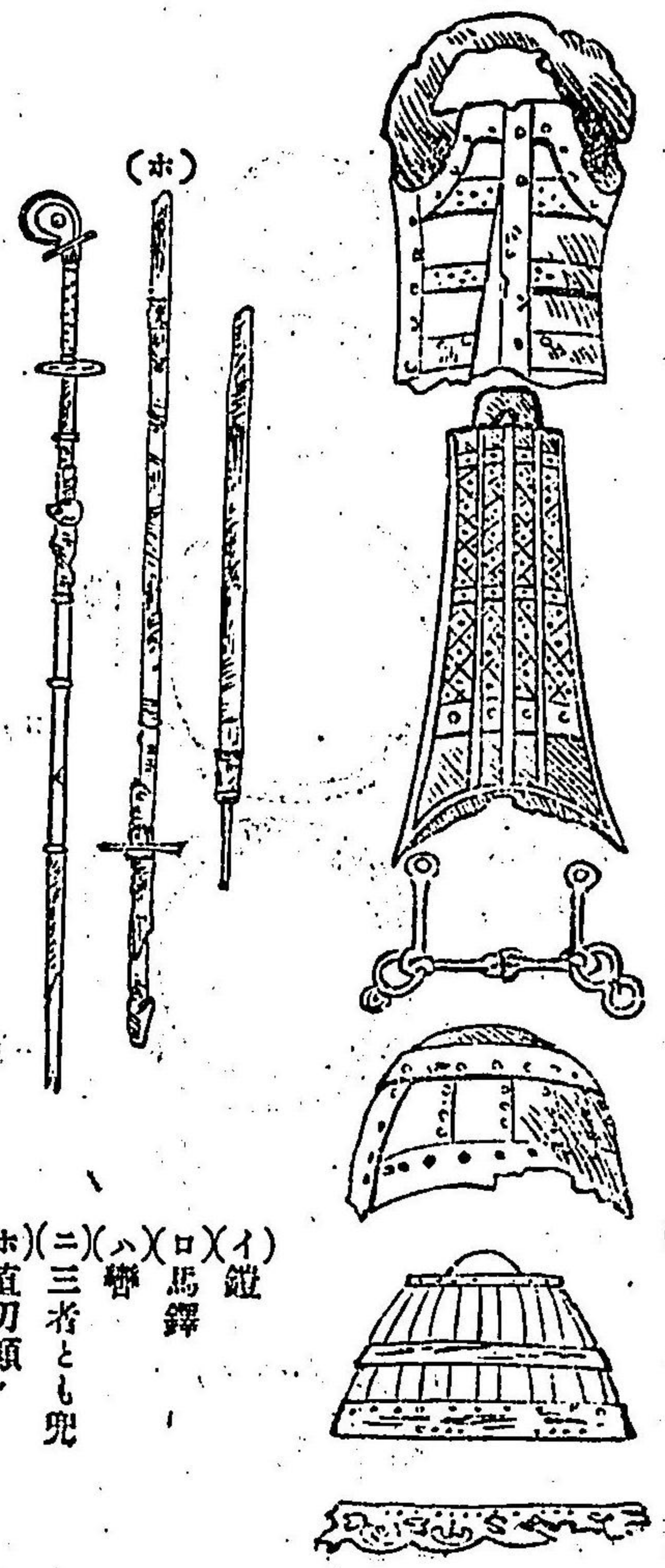
右の内先づ銅製の品を云はんか、利器としては銅劍、銅鋒、銅鏃の類あり、他の主たる類には鏡鑑、銅鐸、馬鐸、鈴等の品あり、此内關東邊より出づる類は即ち鏡、鈴、馬鐸等に限りて右以外の品は未だ見受けざるが如し。人類が金屬の甲冑を製せしは其進歩の度を示す可き、大證左なれば輕々に看過すべからざるなり。又當時の刀劍は大に後世と異り、反なしの刀にして考古學者は常に之を直刀と呼べり。又矢鏃は後世の如く大なる類なく製作都て小なれ共、唯だ形狀の



(品造模し但)枕石

次には鐵製の品を云はんか、此も(イ)甲冑 (ロ)刀劍 (ハ)矢鏃 (ニ)鋒 (ホ)鋤 (ヘ)鏢

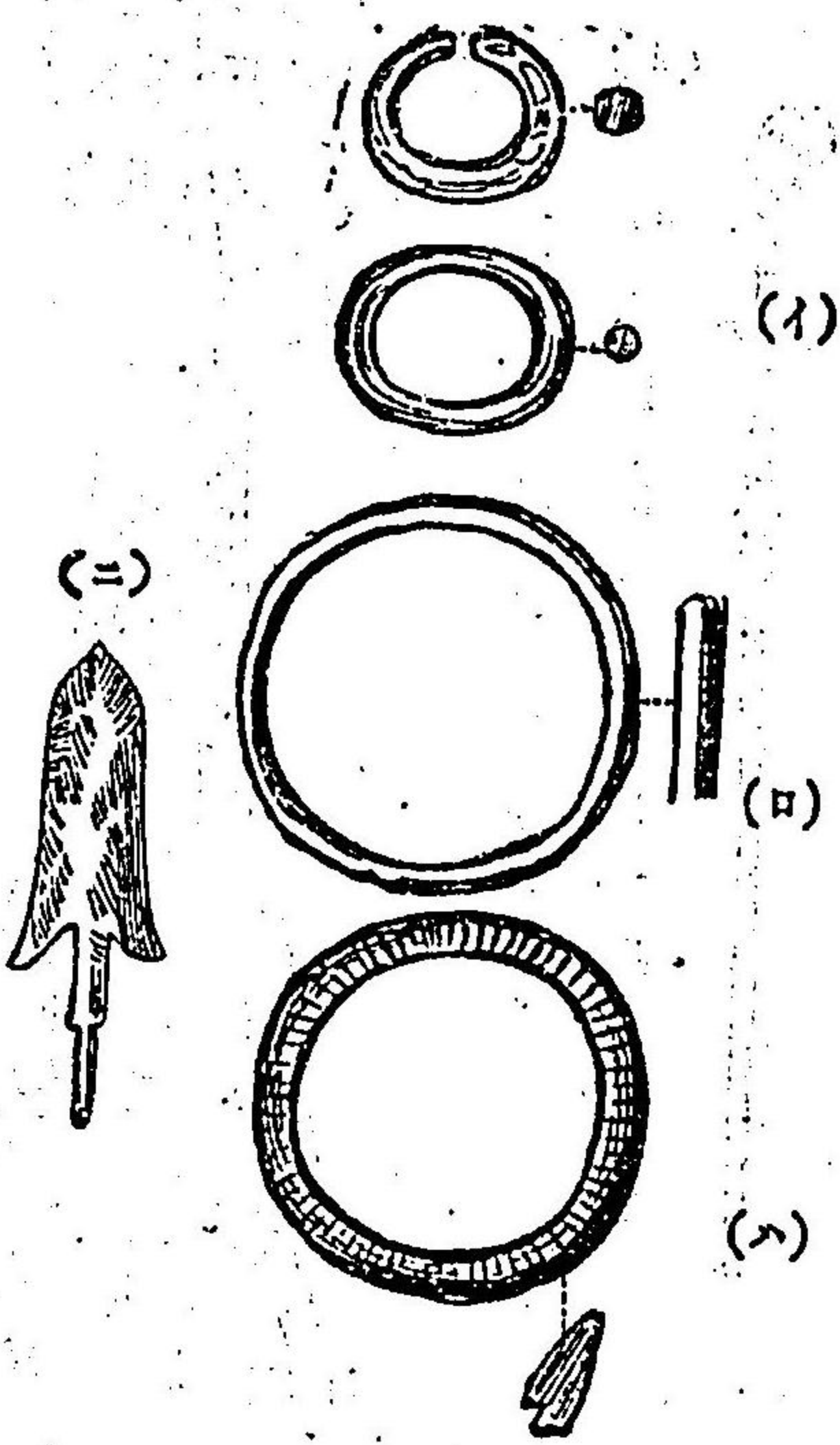
點に至りては變化甚だ多くして、世の専門家を驚かす例往々にこれ有り。鋒は即ち後世の槍なれ共皆な袋柄の製なるは其大差を示す可き點なり。



(イ) 鎧 (ロ) 馬鐸 (ハ) 鐸 (ホ) 三者とし兜 (ヘ) 直刀類

寶鏡

曜靈吐光輝。昭々照遐遠。寶鏡象明德。容光誠有本。萬物盡呈形。衆善歸華袞。天下雖垂頤。妍媸何得遜。



(イ) 金環 (ロ) 腕輪 (ハ) 車輪石 (ニ) 矢鏃

會澤安

金環

聞しにもまさりけるかな耳かねを

つくりしかねは黄金白銀

鏡

とりいで見るたびごとに古の

鏡つくりのたくみをぞおもふ

直刀

いにしへの十握のつるぎくちたれど

ふりすてがたきものにぞありける

眞道

同人

同人

松浦弘



世にひびく千歳ののちをまつ尾の

雲井にふりし鈴にやあるらん

(乙)玉類。此玉類には表中の石製と玻璃製との二者を含めり、蓋し天孫人種が玉を愛せしは彼の三軍を叱咤する武夫だ優美の和歌を詠する雅趣を見るに足る可きものにして、尙武の氣風と兩々相俟て一對の双美と云ふ可し。猶玉の種類と裝飾の有様とに就ては他日別に説く可きも右の物質調べとして意外の事實を發見し得可きにより、茲に其一一二を云ふ可し。

玉。礦物學上之を「チブライト」と云ひ、其產地は亞細亞大陸と南洋とに限り、然るに我上代の邦人は往々之を用ゐたる實例有り、因て思ふに日支兩國の交通は頗る悠久なる事を知るに足れども、支那の玉產地は又自ら局限せ

るにより、之を歴史上と實際とに鑒みて南清の輿地、即ち崑崙方面より輸入せりと見ざる可からず、太古三千年近くの當時に於て斯る迹あり、且つ邦人嗜好の度、高くして斯く遠隔不便の地より其物質を得たりとは實に驚く可きにあらずや。

玻璃。即ちグラスは我邦に於て古く仁徳天皇の御陵より出し例あるにより、其輸入の古きを知る譯なるが、此品又支那より入れり、而して支那は又西域地方より得たるに相違なきも年代の古さを明にせる人は甚だ乏し、今之を考ふるに漢の武帝時代は盛んに支那へ入れる形迹あるも起源は未だ判然せず、古書によれば此品は周の穆王時代に在る模様なるが、其歴史は實に興味の深きを知るに足れり。

勾玉

會澤安

長夜初欲明。人面漸晝然。勾瑠映彩霞。韻光天地宣。温々玉比德。生物天心全。仁日引東風。光被溢八埏。

勾玉

眞道

今もなほ愛でこそはやせ曲玉の

たまのすがたに心かまけて

管玉

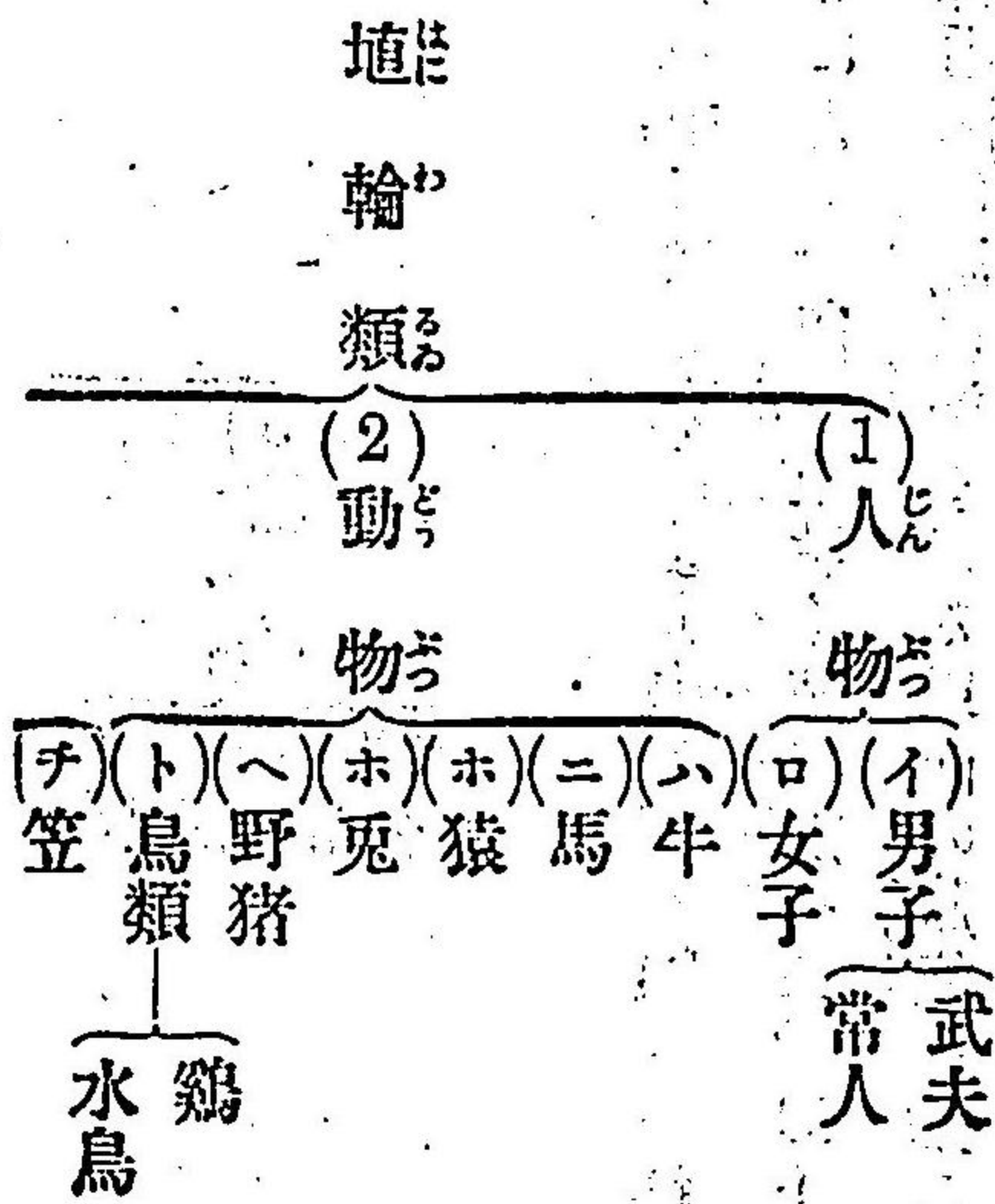
全人

八雲立つ出雲の石のくだまは

玉造りへがまつるみつぎか

(丙)埴輪類。原史時代の遺物中、世の學生諸氏にも教育家にも、普通人士にも有

益にして興味あるものは埴輪類なる可し。此品は古代陵墓の周圍に樹て列ねたる類なるが、當時の風俗、器物、家畜の類を知るに於て得がたき材料なり、今其重なる類を列擧すれば次の如し。



右の中には關東邊より出でざる類もあれど元來此物の多くは關東より出でたるにより、便宜上姑く茲に加へぬ、以上の内土偶は我開國當時の有様より清韓兩國の風に染まざる以前の狀態を知る可きものなれば最も珍重すべき資料なり。

(3) 器物  
(オ)(ル)(エ)(リ)  
鋒 柄 靴 楯

埴輪人形

大槻 磐 溪

一 洗生埋甃哭風。象人士偶奏奇功。只言作俑竟無後。傳到千年皆相公。

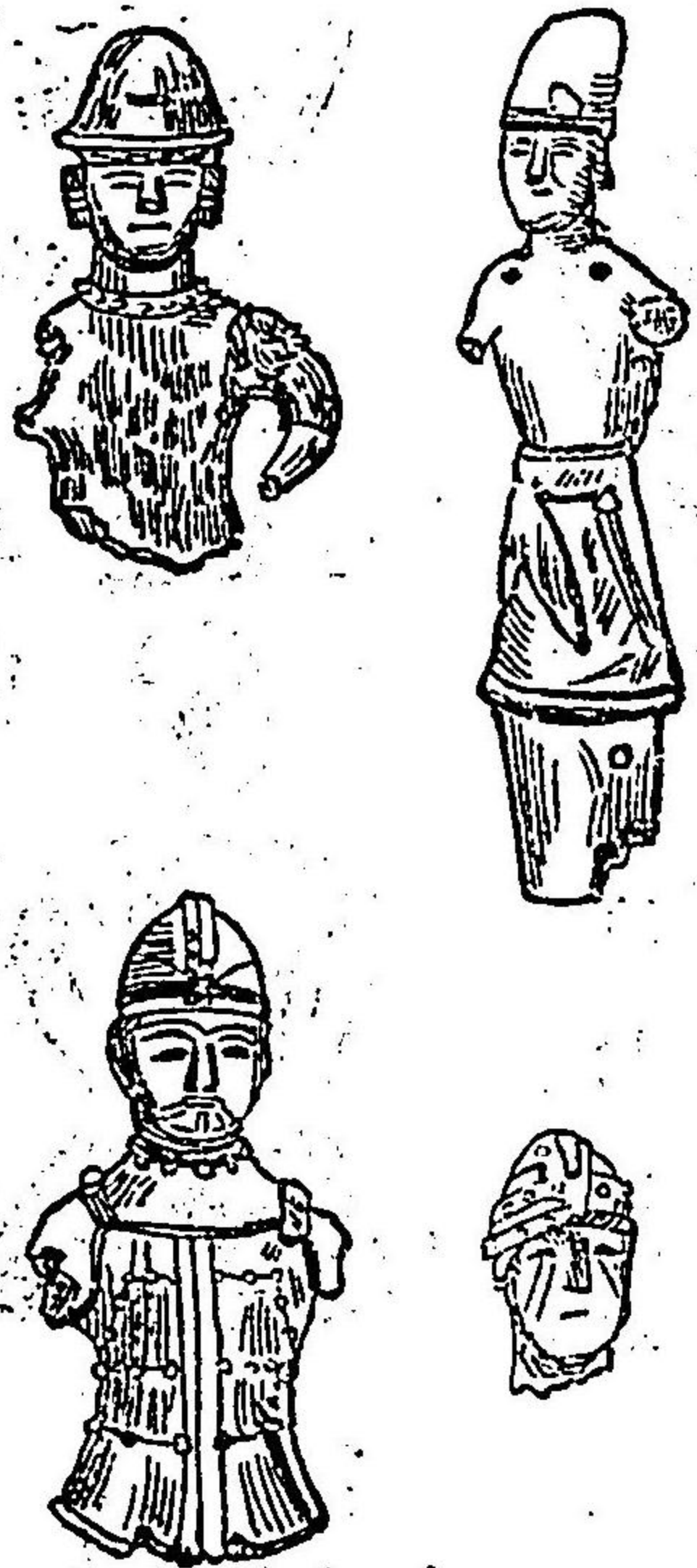
世の人の命にかへし土師の臣の

手わざにまさるいさをあらしな

紅隈の土隅の凄し木下やみ

埴輪土偶類

菊 廼 舍



四者共に男子なり、其中の右側上部なるは平服左方の下なるは甲冑着用

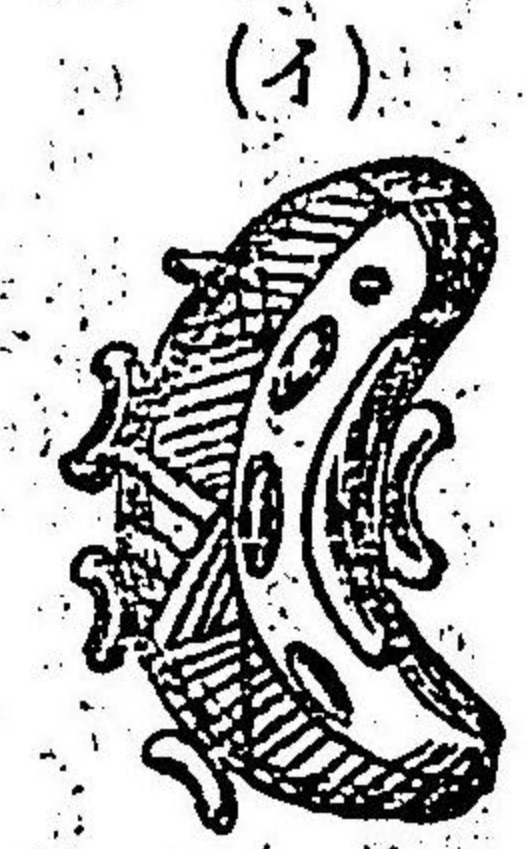
山に奇山有り、名山有り、水に靈水有り、清水有り、人に聖賢有り、君子有り、

總 說  
(丙) 歴史時代 (又有史時代とも云ふ)



(ハ) 彌生式土器類

(111)

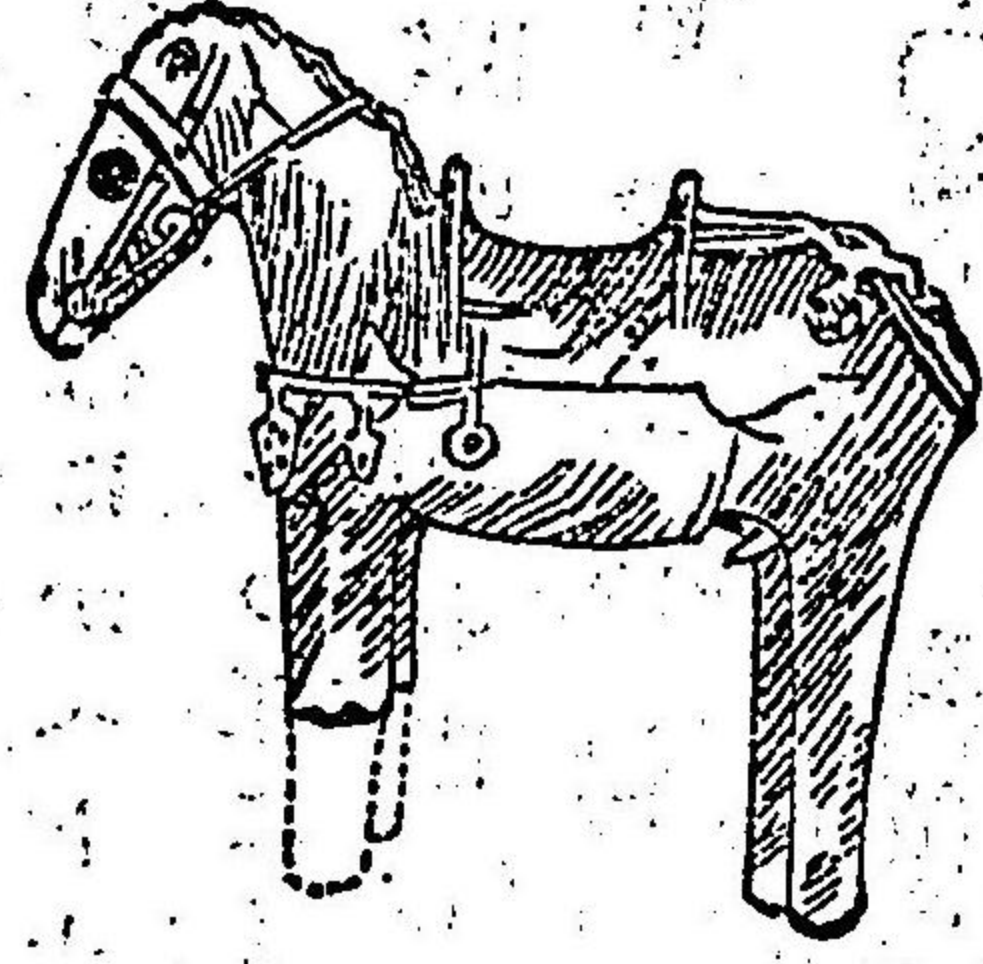


(イ) 子持曲玉

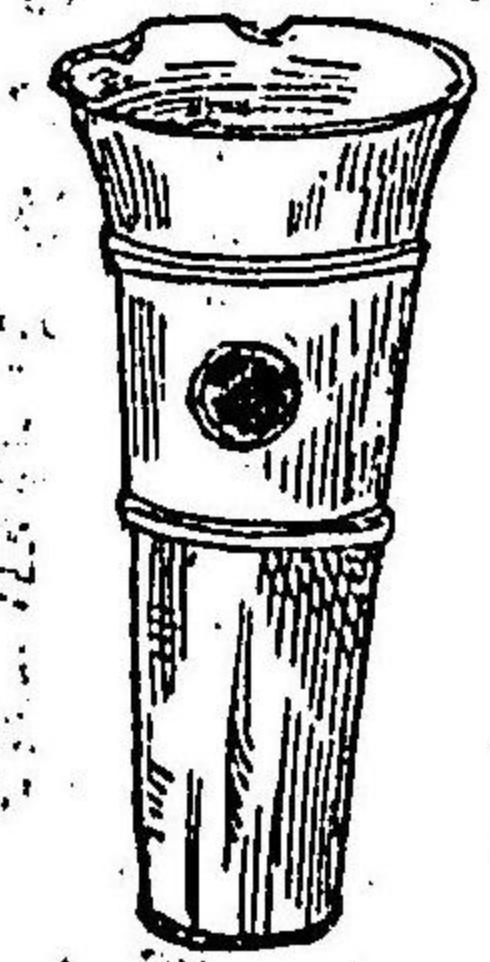


(ロ) 埴輪圓筒

馬 土



埴輪土偶



埴輪圓筒



上なるは女子、  
下なるは男子に  
て甲冑を着せる  
體なり。



器土燒素

(110)

而も奇山は都府中になく、神泉は巷陋中に生ぜず、聖哲も亦近代に見えざること世界略ぼ均一なるが如し、今斯學に就て曰んか、奇品は古器に多く、絶品は現時に稀なり、其の他高大を以て誇る可きもの、資財の量を知る可からざるもの、高潔にして靈妙なるもの、佳絶にして清婉なるもの、皆な古昔に多くして近時に稀れなるが如き觀を呈す、之れ何に因て然る乎。人智日に進みて技藝精微を究め、山海の遺利殆んど漏すことなくして、而も古昔に及ばざるの感を生ずるは一に公平の觀察を缺けばなり、然れども精神境遇の二者は時と場合とによりて齊しからず、又大家名匠、英雄豪傑、智者才人の輩出は時運によりて驚く可き現象を呈すること有り、過去を通覽して現代の一時に比す、其古に遠ばざる感あるは勿論のことなり、世の考古學に志すもの石器時代の研究に初

まりて漸次近世に及べば、其野蠻社會の有様は殆んど平凡の山海を行くが如き心地す、而して偶々奇なる物、妙なる品に接する例あるは、宛然野草花咲て楚楚の體有り、流水石に激して潺湲の響を生ずるが如きのみ、其の奇山たり、名山たり、又神泉たり、聖賢たるに比す可きものは右を過ぎて原史、有史の時代に入る間に在り、其狀恰も勝區に達せるが如し、故に興味、妙味は茲に始めて覺知するを得可し。然れども更に下りて近世に至れば俗氣再び生じて又仙境を去りたるが如き心地す、去れ共活社會の事情に通せざれば幽棲の興を深くすること能はず、都會の真相を知らざれば文明の程度を覺ること能はざるが如く、此の複雑、雅俗相混亂する時代を通覽せざれば、其以前の價値を判すること難かる可し。故に予は本節以下に於て聊か右の有様を記述せんと欲す」と以上は

嘗て『考古の棗』に記したる文なるが、移して以て本篇の總説となすに足るを以て茲に掲げ、以下有史時代の細を叙せんと欲す。

(一) 政治沿革

關東の地は沃野千里の概あり、而して大川、小川其間に縱横して、土地肥え、民強く、眞に本州中の雄鎮と爲すに足れり、去れども上古時代は王化未だ被らず、昧昧の民、野蠻の族、隨所に散在して、臆肝の慾を逞しくす、故に古書武甕雷命が健御名方神を科野（今日の信濃）に逐うて常陸の鹿島に留り、又天富命が四國の阿波より、部族の齋部を率ゐて安房より結城地方に來りしとの傳説ありとするも之を京畿地方の治下と同一視すること能はず、故に予は此地方の政治沿革を大略次の三期となす。

(イ) 地方自治時代 (一) 名國造時代

古書に據るに關東地方の國造は其祖先皆な神別、皇別（上代は我日本の國民を祖先に因て三種に別ちたること普通の歴史にも在り）に出づ。例せば高皇彥靈尊を祖先とするものは武藏、下總、上野等の國造中に在り、又孝照、孝元、神武、崇神の裔を祖先とするものには武藏、上總、安房、常陸、上野等の國造中に在り、其他天忍穗耳命、饒速日命を祖先とするものもあれば一見天子の命を受けて今日の縣知事に於けるが如き職を執りたるの觀あれども門閥、系圖を重んじたる古代の社會に在りては事實血統の如何を措て其名を借し、其關係を口にする例多きにより盡く信するに足らず、又中央政府との連絡も密ならず、其他交替黜陟の行はるゝにあらず、要は地方の豪族を封じて國造縣主に當てたる

に過ぎざるを以て、彼の地方自治制を極端にまで推し進ばせし風と見ば適當ならん、此時代は果して何時頃まで行はれしか、予は前文中に擧げたる常陸風土記の記事に鑑みて、孝徳天皇以前即ち單に汎稱して坂東若くは吾嬬と呼びたる間を此期間に當てんと欲す、勿論此間には豊城入彦命の遙任有り、彦狹島王の任命有り、其他武内宿禰の視察、日本武尊の東征、景行天皇の東巡、國郡の分合等行はれたりと雖も、之を以て容易く王化の光被と見る可からず、又事實王化の行はれたりとするも内部の政務にまで立入つて實力を布くまでには至らざりしならん、故に孝徳天皇以前の關東は未だ王政の時期に加ふること能はざるなり。(以上は原史有史兩時代に涉れども便宜上茲に記せり)

(ロ) 王政時代 (一名國司時代)

大化の改新は開國以來未曾有の大英斷にして當時何等の反抗もなかりしは實に帝室主權の偉大なるを見るに至れり、此新政は板東の區劃を明にして八箇國と定め、國司を任じて政務を執行せしめ、又戸籍法を布き、個人の莊田を廢して國家の有とな



小野篁像

蓋し關東地方も右の制度を實行せられたるに相違なく、又何等の故障もなかりし、更に租、調、庸、班田等の法を定めて、地方分縣の積弊を破り、郡縣制度の實を擧げて、中央集權の基を立つ、當時國司の交替は四年にして、郡司は即ち世襲となせり。

しにや奈良朝時代まで別に聞ゆることなかりき、然るに元明天皇以後奥羽の地に蝦夷の叛亂有り、隨て關東の浮浪、兵丁を徵發するに至りしより、茲に勇武の名を歌はるゝ時期に達せり、今其證を云んに、稱徳天皇の御勅の中に、  
あづま人は常に曰く、額には箭はたつとも、脊には箭は立たじと云ひて、君を一つ心をもちて、守るものぞ云々

此御勅は元明天皇以後のものなれども東國人士の強健なりしことは古へより、然りしことを知るに足らん、又同天皇の時大宰府の奏狀に「防賊成邊、本資東國之軍」とあり、去れば旁々以て東國武士の勇壯にして四方に聞えたるを想見すべし、去れども東國の壯丁は持統天皇以後軍防令の制有り、太寶年間に地方軍團の設け備りたる結果、其精悍勇武の氣象は右の制を充して其實を擧ぐ

るに適せるを以て多く邊防に用ゐられ、遠く太宰府にまで赴ける類あり、而して往來に死するもの、戰鬥に斃るゝ其數多かりしなる可く、且つ當時に於ては土地の廣漠なるに比して、人口稀薄なりし故にや、孝徳天皇以來頻りに韓國の人民を移植し、之を武藏、相模、上總、下總、常陸、下野に置しが、就中武藏には最も多く、又以上七箇國の韓人一千七百九十九人も合せ移して高麗郡を（靈龜二年）置きしが、猶別に新羅郡の如きをも設けたり、（天平寶字三年）又相模には大磯の近傍に高麗村の存する有り、高麗の神を祭り、且つ韓地の遺物をさへ傳へたれば、一國の人民は永く此地に住せるが如し。

以上は奈良朝時代までの形勢なるが、當時政治上の施設としては右の外に國分寺の設け有り一國の祈願所として人民の歸依、教誨を司りしこと（別章を見



よ)及び日本三戒壇の一として下野に薬師寺を置きしこと有る位に過ぎずして他に特記す可き事蹟なし。

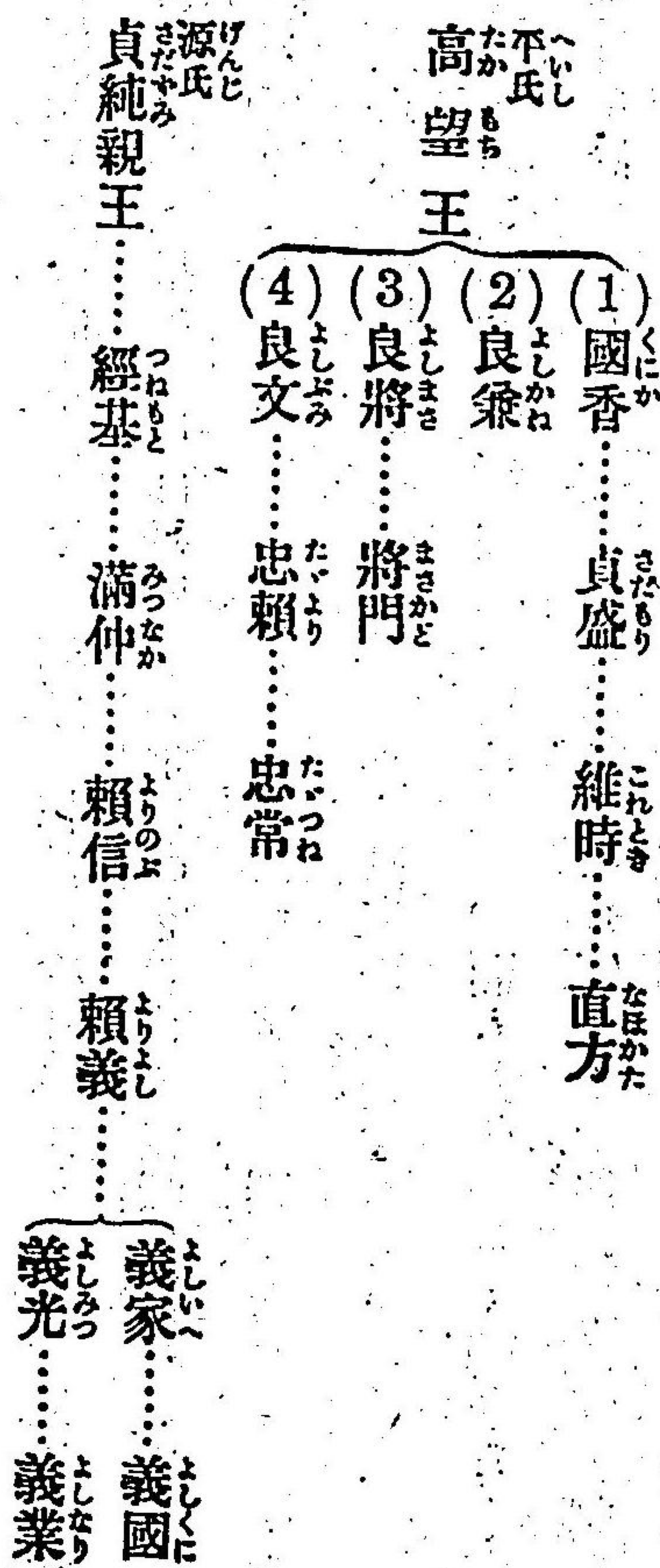
桓武天皇以後清和天皇以前は大化の制猶行はれ、關東諸國に於ても實効の見る可きものありしならんが、其後莊園の設け盛んにして執政者は武人と與し、互ひに私慾にふけりしを以て王政次第に壊敗し遂に武士割據の形狀を生ぜり。今少しく其以前の政治に關する類を述べて、次に群雄の起りたる有様を曰はん。

淳和天皇の天長三年關東諸國の中上總、常陸、上野の三國を以て親王の任國と定め、其守を太守と稱して、勅任たらしめたり、此制甚だ美なりしも唯だ遙任に過ぎずして其身は京師の中に宴遊を事とせるに過ぎざるを以て、地方の治蹟は嘗て擧ることなかりき。

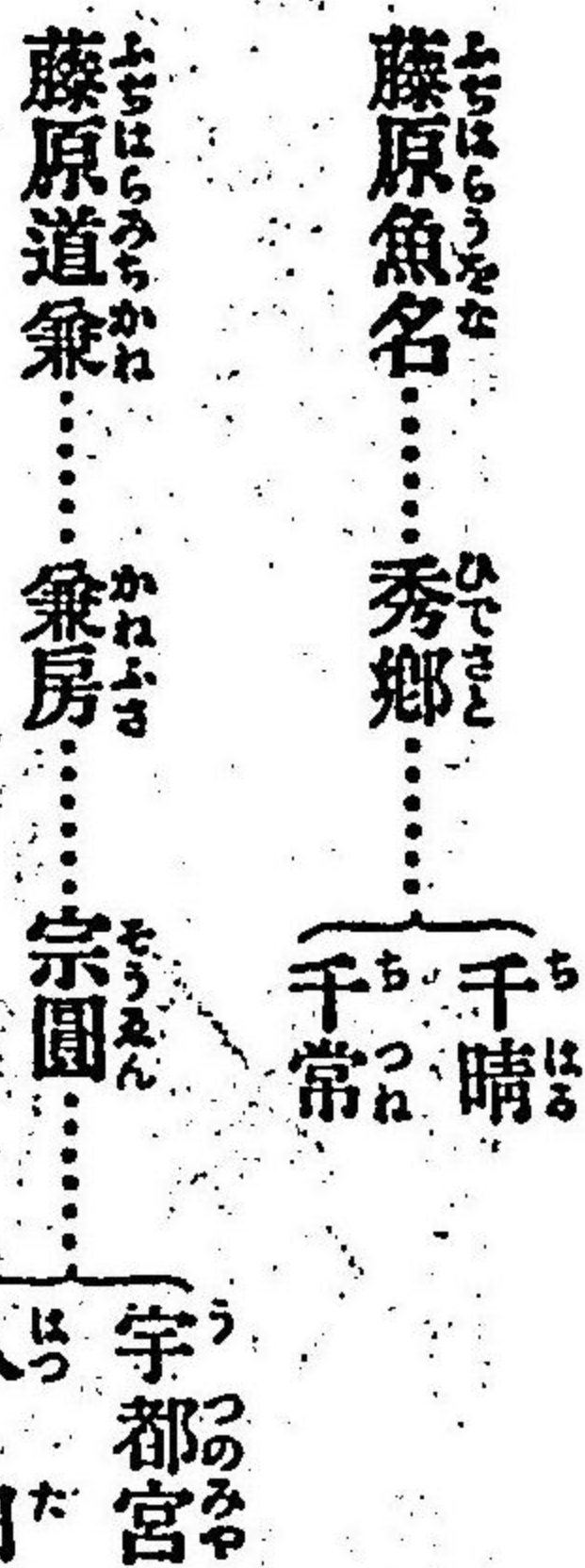
其後清和天皇の時に當りて、武藏、相模に檢非違使を置き、以て非常を警衛せしめ、醍醐天皇の時には足柄、碓氷に關を設けて盜賊の横行に備へしめしが、王政の廢弛は即ち此頃より初まれる譯にて、時に大刷新を行ふことなかりしより、遂に武人戰鬪の萌芽を生じ、延て國家の衰運を來せり。

武人割據の起源。關東の地は王畿に遠し、而も九州の如く鎮所なし、勿論古くは都督を置かれしと雖も、王政以後は斯る例なく、偶親王任國の制を設置せられたりと雖も、實の伴はざるが爲めに却て配下に弊風を生じたるが如し、爾後東國の地に鎮守府將軍を置きたれども主とする所は蝦夷に備ふるが爲めにして關東を顧みず、且つ時代稍や下れるにより、武人の根據既に成りて復動かす可からず、今其古き類よりして左に之を叙せん。

關東の地は上古國造の裔にして豪族となり、國守以下の子孫にして一黨の首長と成りしもの多くこれ有り、而して亂階を啓き、鎮定を謀りしものも亦皆な此等の中より輩出す、而して右の原因は種々なれども要は權力の爭奪に出で、遂に天下の政權を掌握する基をなせり、以下略表を掲げて、次に説明に移らん。



王朝の中頃藤原氏の權を專にするや、皇威衰頹して政令地方に行はれず、此時に當て關東に根底を造りしは即ち以上表示の三家にして就中高望王は上總介に任せられ、其子四子皆な東國に土着す、長子國香は常陸に居りて大椽となり、次子良兼は上總介なるを以て同國に居りしならんか、三子良將は下總に居りて鎮守府將軍の職に昇り、四子良文は無官なりしも武藏に居りて板東八平次の祖となれり。去れば清和天皇前後に於けるの關東の實權は平氏の手中にありと見



るも不可なきが如し、唯だ恨らくは叔姪しやくじやく和合せず、遂に天慶の大亂を生せり、  
 而も右の原因こうげんを尋ねれば將門亡父良將の遺田いでんを得んが爲めに叔父良兼と争ひしに、國香又良兼を助けて禍因わざはひを大ならしめたるのみ、尋で將門まさかどひ、馳せて京師けいしに奏せしと、又常陸人藤原玄明、國司藤原維幾これちかと争ひを生じ、玄



鎌倉時代の装束

武藏足立郡の郡司判官代、武芝及び同國權守興世王との争を仲裁せんと欲せしに源經基偶つねもとま興世王と隙ありしを以て、將門の兵を率ひき來るを見て己れを害すと思

明の將門に投降せしと種々の原因ありて、遂に將門をして東國に覇たらんと志を生せしめたるが如し。當時將門の偽宮いつはりのみやを造れりと云へる地は下總北相馬郡の守谷町もりや(現今城址を存せり)とする説と、猿島郡岩井町とする説と二様ありて未だ決定せざれども、地勢上より考ふれば守谷の方實に近きが如し、蓋し天慶の亂は甚く朝廷を驚かせしこと史籍上明なれども、彼の藤原秀郷が貞盛を助けて之を誅せしにより、幸ひに鎮定速かなりしも、戦勝者の子孫と他の有力者とは互ひに此地方に勢力を扶殖せしにより、更に其間に争ひを生せり、今之を略叙せんに貞盛を助けて將門を討ちたる秀郷の子孫は下野に據りて威を關東に震ひ性を佐藤氏と改めしが、維茂の子孫と衝突して遂に敗を取り、又良文の孫なる平忠常は上總、安房を討ち平げて一時昇天の勢を得しも、源經基の孫

なる頼信之を平定せしに貞盛の孫平直方は之と結んで其女を頼信の子頼義に娶はして親縁となり、自身は伊豆に在應して遂に北條氏の祖となれり、而して頼義の孫義國は上野に居を構へて新田、足利兩家の祖となりて遂に秀郷の子孫たる佐藤氏の地を取れり、而して頼義の子義光は甲斐に住して甲斐源氏の基を開き、其子義業は常陸に住して佐竹氏の祖となれり。

(一) 幕政時代 (一名武家時代)

以上源平二氏の間介在して關東に一大勢力を保ちしは即ち關白道兼より出でたる藤氏の一門にして、其孫兼房は僧宗圓を養ひて子となし、下野國宇都宮の座主とせしが、子孫岐れて八田及び宇都宮の兩家と成れり、故に當時の關東は源平藤三家の分割地に類し、各々所領地に據つて勢力の發展を競へるに似たり。

幕政の時代は之を別ちて三小期となす、蓋し中世以後の政治舞臺は主として關東に移り、天下の法令は概して此地より出でたるにより、一般の歴史と雖も皆な重きを茲に置き、勿論此間に建武の中興ありしも、關東は其影響を受くること少く、又足利氏は常に京師を離れざりしも、鎌倉には別に管領を置き、政權を右に委せしを以て自から獨立政府の觀ありき、故に細別を畧して、其要點を説くこと左の如し。

(前期) 鎌倉時代

鎌倉の初世は天下の政令三途に出づ、一は即ち記録所の管する卿相の莊田地にして、二は攝家政所の管理する家領の地、三は即ち武家の管する私地の類是れなり、以上の三者は共に獨立の支配地なるを以て他の命を奉せず、執政者は

頼朝

みちのくの  
いはで  
しのぶはえぞ  
しらぬ  
かきつくしてよ  
つばの石ぶみ



源頼朝像

尊氏

我家の風ならなくに

和歌の浦の

波までかよふ道ぞかしこき



源尊氏像

番	姓	名	住居	地
一	北	條時政	伊豆國田方郡韭山村の内四日町の邊	
二	狩野	茂光	同 國同 郡上中下狩野村及北狩野村	
三	宇佐美	平次實政	同 國同 郡宇佐美村	

其繁に忙殺せられて劃一の制なきに苦しみが、頼朝の覇府を開くに當りて、  
 舊風を一洗し、諸國には守護を置き、莊園に地頭を置き、幕府の家人を任じ  
 て之に當てたり、故に政權武門に歸して三途の迹を絶ちぬ、爾後政所、問注所、  
 侍所、諸奉行等の職制を定めしことは既に普通の歴史に在りて諸氏の知る所  
 なるを以て之を畧し、茲には頼朝に從て旗下に屬せし人々の所在地を擧げ、以  
 て豪族割據の狀勢を知らしむべし。

三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

三浦義明及義澄  
岡崎義實(義明の弟)  
土肥實平  
梶原景時  
澁谷重國  
大庭景能  
愛甲三郎季隆  
島山重忠  
江戸太郎重長  
河越太郎重賴  
豐島權守清光  
毛呂冠者季光  
岡部次郎忠綱

相模國三浦郡衣笠  
同 國中郡岡崎村  
同 國足柄下郡土肥村  
同 國鎌倉郡深澤村大字梶原  
同 國高坐郡澁谷村  
同 國同 郡明治村大字大庭  
同 國愛甲郡  
武藏國大里郡島山村  
同 國江戸  
同 國入間郡川越村  
同 國北豐島郡豐島村  
武藏國入間郡毛呂村毛呂本郷  
同 國大里郡岡郡村

七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

同 六彌太忠澄  
比企藤四郎能員  
秩父武者四郎行綱  
河原太郎高直  
久下次郎重光  
久下權守直光  
本庄太郎家長  
阿保五郎  
猪俣平六則綱  
葛西三郎清重  
足立右馬允遠元  
熊谷次郎直實  
勅使河原復三郎有直

同 國比企郡中山村  
同 國秩父郡  
同 國北埼玉郡北河原村  
同 國大里郡久下村  
同  
同 國兒玉郡本庄町  
同 國同 郡丹庄村元阿保  
同 國同 郡大澤村大字猪俣  
同 國南葛飾郡一地方の稱  
同 國北足立郡桶川町  
同 國大里熊谷町  
同 國兒玉郡賀美村大字勅使河原

學旗行案內

三	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世
水尾	都築	四	仙	玉	横	品	金	吉	成	忍	別	奈	良	五	郎
谷	平	田	波	井	山	川	子	見	田	三	府	須	五	郎	郎
十	太	三	二	太	小	三	十	次	七	郎	太	與	郎	郎	郎
郎	郎	郎	郎	郎	權	郎	郎	郎	郎	助	郎	一	郎	郎	郎
武藏國比企郡三保谷村	同國都築郡	同國兒玉郡北泉村四方田	同國入間郡仙波村	同國大里郡玉井村	同國南多摩郡横山村	同國荏原郡品川町	同國入間郡東金子村	同國比企郡吉見村	同國北嶺玉郡成田村	同國同郡忍町及下忍村	同國大里郡別府村	同國同郡那須郡	同國同郡那須郡	同國同郡那須郡	同國同郡那須郡

錄倉時代

三	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世	世
千	結	新	足	小	宇	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈	奈
葉	城	田	利	山	都	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須	須
常	七	義	義	朝	宮	與	與	與	與	與	與	與	與	與	與	與
胤	郎	重	兼	朝	朝	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下總國千葉郡	同國結城郡	上野國新田郡	下野國足利郡	同國比都賀郡小山町	同國宇都宮市	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡	同國那須郡

以上の諸豪傑は皆な其地方の勢力家にして其中には所謂武藏の七黨、那須七黨、坂東八平氏等の類あり、今右の一例を云んか、那須の七黨には次の類有り。

- (1) 那須
- (2) 伊王野
- (3) 千本
- (4) 大關
- (5) 太田原
- (6) 福
- (7) 蘆野

以上七姓の内、奈須の與一、獨り其名を著はす、又武藏七黨には次の諸姓有り。

- 武藏七黨 (1) 日奉
- (2) 多治比
- (3) 野與
- (4) 藤原
- (5) 横山
- (6) 猪俣
- (7) 村山

猶右を細別せんか即ち左の如し。

- 長澤 上田 小川 稻毛
- 平山 川口 由木 西村
- 由比 田村 立川 狛江

以下合せて二十餘氏を支族となす。

此内平山の武者所季重最も名を顯はす、其居所は即ち南多摩郡日野を本とせしが如し。

(宣化天皇の皇子殖栗王を祖とす)  
多治比縣守……丹黨……

- 私市 市田 高麗 加治 横瀬
- 蓮沼 荒居 中山 中村 薄
- 大河原 鹽屋 長田 安保 大窪
- 岡田 古郡 桑名 坂田 栗毛
- 秩父 勅使河原 新里 阿保 長濱
- 柏原 判乃等五十餘の支族有り。

多治比は丹墀若くは丹治とも書き、縣守は即ち殖栗王の長子、次子は廣成と云ひ、二人相繼いで武藏守となり、廣成の裔、乙兄、宇美等又之れに繼ぎて守となり介となりて一族次第に蔓延せるが如し、又前支族中の一なる私市の名は埼玉郡を東西に別ちたる埼玉郡より來り、騎西とも書し、其一黨を私黨と云ひしが、



右の旗頭には熊谷次郎直實ありき。

北條時頼像



時頼

幾度も思ひさだめて

かばるらむ

頼むまじきは

我こゝるなり

小野隆泰

横山黨

澤田 山崎 菅野

海老名 藍原 平子 野部  
鳴瀬 古那 小倉 大貫  
糟屋 由木 室伏 大串  
愛甲等三十餘の支族有り。

猪俣黨

荏原 河句 太田 人見 甘糟  
古郡 藤田 男衾 山崎 岡部  
幕土 飯塚 蓮沼等二十餘の支族有り。

野與黨

多名 鬼窪 白岡 澁江 萱間  
等の支族有り。

村山忠頼

村山黨

大井 宮寺 金子 山口 須黒  
久米 仙波 廣屋 難波等十數氏  
の支族有り。

前表の中、横山、猪俣兩黨の祖たる隆泰は小野篁七世の孫にして武藏守となり、子義隆を生む、義隆は横山村に居りしを以て横山黨の祖となる。又義隆の孫に時頼有り、現今の兒玉郡大澤村大字猪俣に居りしを以て、之を猪俣黨の祖とな

す、右二黨の中にて大串重親は奥州征討の際錦戸太郎國衡の首を得、又横山時兼は和田義盛に隨て共に亡び、其名世に聞えたり。又猪俣黨には岡部六彌太忠澄有り、平忠度の首を得て其名青史に傳はれり。

次の野與、村山兩黨に至ては個人として高名のもの有るを聞かざるなり。

藤原伊行・兒玉黨

莊、本莊、四方田、阿佐美、入西、蛭河、富田、淺羽、越生、倉賀野、等五十餘の支族有り。

伊行は藤原伊周の子にして、其母有道氏の莊園たる武藏兒玉郡の地を領して、其黨首となれり、支族中には四方田、及び莊家長、淺羽行業等最も名を成せり。幕政時代の初に於ては以上記するが如き諸支族が互ひに分立せるにより、大兵を擁して反抗を企つるもの少なかりしも常陸の佐竹氏は義業以後勢力を養ひ居

たるにより頼朝の命に従はずして遂に追討せらるゝに至れり。

又鎌倉時代に於ては源家三代以後北條氏權を専らにして數人の功臣を亡ぼせしに因り、土地領有者に多少の變更を生せしと雖も、當時は概して本領安堵を旨とせしを以て關東の地に於ては左程の大移動なかりしが如し。

建武の中興。鎌倉奠府の後百五十年天下一たび亂れて北條氏亡び、茲に王政の復古を見たる爲め政治上の變革を生せしは勿論のこと、土地領有の上に大差を來たせり、开は何ぞと云ふに中興の業を助けたる功臣は斯に至て後世の所謂大名の風と成り、鎌倉時代に於けるが如き、豪族分岐、小黨簇出の迹を滅せり、蓋し建武の中興はつかの間にして世は戰雲に包まれ、目に視るものは武士の往來、耳に聞くものは劍戟の響きに過ぎざりしを以て、政令上の如何は論ずべか

らざるも關東に於ける南北朝時代の國守、城主、豪族の類を列擧すれば即ち左の如し。

楠木正家(常陸那珂郡瓜連に在り)那珂通辰(常陸那珂郡の西に在り)

北條時行(伊豆)

新田義興(上野新田)

宇都宮公綱(下野宇都宮)

結城宗廣(下總結城に在り)

南朝方

小山氏(下野小山)

關宗裕(常陸關城)

小田治久(全筑波郡小田に在り)

下妻政泰(全大寶城)

眞壁氏(全新治郡眞壁城)

伊達行朝(全伊佐城)

春日顯時

千葉氏の族中

初め北條氏の亡ぶや、足利尊氏其子千壽丸(後義詮と改む)を鎌倉に置いて人心を收攬せしが、尋で弟直義は相模守に、己れ自身は武藏、下總、常陸三箇國の守に任せらる、これ皆な請ふ所有るに因れるならん。又成良親王を奉じて上野の大守となし、弟直義を其執權に當て、又武藏、相模、上總、下總等に在る新田氏の領地を奪ひぬ。斯く勢力を張り、根底を固うせるにより、南北朝の亂に際しては關東の實權努めずして自から歸せしが如し、猶自己の謀叛後は上杉憲房を以て上野の守護となし、前太守の迹を奪へり、以下北朝方の人名を列擧すれば左の如し。

佐竹貞義(常陸太田)

大椋盛幹(全石岡)

北朝方

那須一族(下野那須)

千葉常胤(下總千葉)

江戸、葛西、三浦、鎌倉、及び坂東八平氏の徒、武藏の七黨皆な隷屬す。

南北朝の戦ひに關東の大立物として、且つは誠忠天地に貫くものは即ち北島親房なり、此人東國經營の大事なることを着目して其子顯信以下と共に義良親王を奉じて伊勢を發せしも途上颶風に逢うて四散漂没し、僅に自己の船のみ常陸に着して以來、或は護良親王の御子興良親王を芳野より奉じて、小田城に守護し、或は孤城を保ちて賊の大兵に當り、前後五年の久しき重圍の中に力を揮ふと雖も南風競はず、恨みを飲んで遂に吉野に歸れり、是より關東の地復一の南朝を助くるものなく、翕然として足利の命に従ひしこと千歳の恨事なり。

從軍行

原龍鱗

龍城々外萬重山。秋盡戌樓人未還。欲執驛弓一塵賊虜驚沙穿。眼雁門關。

(中期)足利時代

建武中興の官制は公武折衷の風なりしが、足利時代に入りては多く鎌倉時代の制を襲へり、勿論名稱の變化は多少あれども概して曰はゞ大差なく、唯だ管領を置き(最初は執事と云ふ)國持衆を定めし如き類は稍や注意す可き點なり。蓋し足利氏の天下に志を得たるは一に是等の職に居るものゝ力らなりしが、其世を亂し、權力を弱めたるも亦其人々なりき、又關東に就て重要な位置に立ちしは即ち「關東管領」の職制なり、今其一斑を曰んか、初め尊氏弟直義、長子義詮、次子基氏等を此職に置き、上杉民部大輔憲顯を以て執事として世襲せしめしが、基氏(尊氏の第二子)以下氏滿、滿兼、持氏等を経ては儼然たる一軍府となりて、

遂に京都の幕府と拮抗するに至れり。當時其主帥を御所と稱し、又公方とも云ひて、管領の名稱は執事上杉氏の有となれり、關東の勢威斯くの如く盛なりしを以て評定衆、引付衆、問注所、侍所、諸奉行を置くこと大かた幕府の如くなりしが、永享年中に持氏滅亡し、其子成氏享徳中に下總古河に没落せしより、幾程もなく應仁の大亂となりて關東の地は群雄割據の地と變せしかば成氏の家は只た公方の稱を存するのみにて子孫振はず、又た元龜、天正の戰國に當りては上杉憲政、北條氏に逼られて抗すること能はず、越後に出奔して長尾景虎に依りしに、景虎請ひて義子となりしかば關東管領は長尾氏に移り、景虎遂に諸將を號令するに至れり、以下此時代に於ける諸將分立の形勢を云ふ可し。

足利氏の時代も下總の千葉氏、武藏の七黨、常陸の佐竹氏、伊豆の狩野氏、相

模の三浦氏、下野の那須、宇都宮の一族等は一體に於て變化なかりしも守護其他の類には多少の相違を來せり、例せば正平年中畠山國清は伊豆に居り、上杉憲顯は上野、越後、  
道灌  
屬おかわ草  
伊豆三國の守護  
もありけり  
となり、猶分國  
夕立の  
としては下野を  
空よりひろき  
も領せり、故に\*  
武藏野の原  
り、里良義實は安房に在るが如き類あれ共未だ大變化を見ざりしに、康正元年足利成氏下總古河に據りて後は所謂群雄割據の世となりて甲乙相討ち、丙丁互に興りて、又審かに記すること能はず、而も其概畧を擧ぐれば次の如し。



太田道灌像

\*のりまね  
憲實の時に於て  
足利に學校を興  
せしこと有り、  
又小山義政は下  
野の小山城に在

姓	名	所領地
堀越	三浦公方	伊豆堀越に居りて同國を管す。
大森	三浦	相模三浦に據りて半島を領すると舊の如し。
扇ヶ谷	上杉	同小田原に據る。
里見	氏	武藏の大部分を領し、河越を本據とす、重臣太田氏は江戸城に居る。
兩	氏	安房全國及び上總の南部を領す。
千葉	氏	上總真里谷及び應南に在りて同國を領す。
結城	氏	下總國印幡以東を領して千葉を本據とす。
築	氏	同國結城に居る。
小田	氏	同國關宿に居りて其附近及び武藏足立郡を領す。
佐竹	氏	常陸小田城に居る。
		同國太田に居りて同國の北方を有す。

江	大	山	小	宇	那
戸	椽	内上杉	山	都宮	須
氏	氏	氏	氏	氏	氏
同國水戸に居る。	同國府中に居る。	上野全國を領して平井を本據とす、宰臣長尾氏白井に居城す	下野小山に居る。	同國宇都宮に居る。	同國鳥山に居城して那須の莊を領す。

古河公方、堀越公方微弱となりて後は上杉氏互ひに争闘して復振はず、此時に當りて關東に堀起し決然として八州の地を席卷せしは即ち北條早雲なり、此人微賤より起りて駿河の今川氏に仕へ、伊豆公方たる堀越政知の子茶々丸を殺して同國を畧し、城を韭山に築きて本據となし、八丈島を附庸とし、更に進みて相州小田原を取る、即ち明應四年なり。當時小田原の城主は大森藤頼なりしが、

暗愚にして將士の心を得ず、故に早雲狩獵を名とし一舉して之を畧せり、永正年中に至りては三浦義明を討て右の半島を畧し、又足



利政氏の子義明（即ち成氏の孫なり）が、上總に據りて小弓御所と稱し一大勢力を振ひしが右と對峙して東西に雄を稱せり。

永正十六年早雲卒し、其子氏綱嗣ぎしが又武畧あり、小田原に移り（其以前は斐山を據城とす）て後は武藏に入りて江戸城を取れ



士、時に大永四年なり、爾後里見實堯と戦ひて之を敗り、又上杉氏と争うて多く武藏の地を取り、其後小弓御所を亡ぼせしが、氏康の

代に至ては關東管領を滅ぼして上杉氏の迹を絶ち、又長尾景虎と戦て相下らず、氏康の子氏政の代に及んでは伊豆、相模、武藏、上總、下總、上野の全土を領し、猶常陸、下野、駿河、信濃の諸國に互りて其覇權を掌握せり。關東に於ける北條氏の勢力右の如くなりしを以て當時一隅に割據して其命を受けざりしものは僅に安房の里見、常陸の佐竹等にして、其外下野の宇都宮氏は其一半を領し、上杉謙信は上野の東半を、武田信玄は下野の西半を有するに過ぎざりき、織田氏興て上野は一時信長の手に歸せしも光秀の弑に逢て後は後北條氏同國全部を領せり。豐臣秀吉の信長に代て天下に號令するや、關東を治めんと欲して領主を招く、當時里見、佐竹、多賀、宇都宮、佐野、結城、那須黨の類皆な款を通じて其命

に従ひしも、北條氏獨り之に抗す、因て天正十八年兵を發して之を降し、其地を以て德川家康に與ふ、之れ關東所領者の一大變革なり。

(後期) 德川時代

德川家康關東に據り、慶長五年關ヶ原の役に天下の人心を得てより、専ら政權を握り、同八年二月征夷大將軍の職を拜せしと雖も、行政組織と吏員の職名とは群雄割據時代、若くは豐臣時代の風を襲へるもの多し、而も是等の事柄は別に關東に就てのみ特有と認む可きものなければ、略して土地所領者の相違點のみを述べん。

德川氏政略上の長所は諸侯の配置と領地轉換の一事なり、斯は三百年の治を致せし一原因なる可きも、移封の頻繁なるは其沿革を示すに甚だ困難なり、因て茲



教訓(家康)

徳川家康像

人の一生は重荷を負うて遠き道を行が如し  
急ぐ可からず不自由を常と思へば不足なし  
心に望みおこらば困窮したる時を思ひ出す  
べし堪忍は無事長久の基い酒食には敵と思  
へ勝事ばかり知つて負くる事を知らざれば  
害其身に至る云々



には其二三のみを列擧すべし。

豊臣秀吉の北條氏を亡ぼして其地を徳川家康に與ふるや、自己の食邑と家臣の封とを定むること左の如し。(天正十八年の末)

一	二	三	四	五	六	七
徳川家康	内藤信成	大久保忠世	松平忠吉	松平康重	高力清長	松平忠頼
武藏江(伊豆、相模、武藏、上野、下野)以下	伊豆韭山	相模小田原	武藏忍城	武藏利市	同 岩槻	同 八幡山
二百五十五萬七千石	一萬石	四萬石	十萬石	二萬石	二萬石	一萬石
石	高					

修學族行案內

八	酒井重忠	同川越	一萬石
九	伊奈忠次	同小室	一萬石
十	松平康長	同深谷ノ内	一萬石
十一	松平忠輝	同上	一萬石
十二	諏訪頼忠	同奈良利蛭川	一萬石
十三	小笠原信之	同本莊	一萬石
十四	本多忠勝	上總大多喜	十萬石
十五	大須賀忠政	同久留里	三萬石
十六	内藤家長	同佐貫	二萬石
十七	岡部長盛	上總山崎	一萬石
十八	鳥居元忠	下總矢作	四萬石
十九	酒井家次	同白井	三萬石
二十	松平康之	同關宿	二萬石

德川時代

廿一	西郷清員	同生實	二萬石
廿二	小笠原秀政	同古河	二萬石
廿三	土岐定義	同守谷	一萬石
廿四	松平忠利	同小見川	一萬石
廿五	三浦重成	同佐倉	一萬石
廿六	結城秀康	同結城	十萬一千石
廿七	佐竹義宣	常陸水戸	八十萬石
廿八	多賀谷重綱	同下妻	六萬石
廿九	水谷勝俊	同下館	二萬五千石
三十	井伊直政	上野高崎	十二萬石
卅一	榊原康政	同館林	十萬石
卅二	奥平信高	同小幡	三萬石
卅三	平岩親吉	同厩橋	三萬石

卅四	卅五	卅六	卅七	卅八	卅九	四十	四一	四二	四三	四四	四五	四六
本多康重	石川康通	菅沼忠政	牧野康成	松平康成	菅沼定盈	本多正信	眞田幸信	佐野綱幸	皆川熙綱	成田廣熙	成田泰親	山川朝信
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白井	鳴井	吉井	大胡	那波	阿保	上幡	沼田	下野	皆川	鳥山	山川	那須
二萬石	二萬石	二萬石	二萬石	一萬石	一萬石	一萬石	二萬七千石	三萬九千石	三萬石	二萬石	二萬石	六萬千五百石

一	二	三
武藏騎西	同 岩槻	同 川越
大久保忠職	高力忠房	酒井忠利
二萬石	同	同
幕府時代の領主	幕府時代の領主	幕府時代の領主
同	同	同
同末期時代の領主	同末期時代の領主	同末期時代の領主
石	石	石
高	高	高
大岡忠恕	大岡忠恕	松平直信
二萬三千石	二萬三千石	十七萬石

爾後徳川氏の覇府を江戸に定めてより、關東大名の間に食邑の變更履行はれしる領主名を掲ぐれば左の如し。



を以て細かに記述すること能はざれども其幕府創立の際と其末期との封土に對す

徳川初代女子順禮の圖

德川時代

七	同	鶴牧
六	同	一ノ宮
五	同	下總佐倉
四	同	關宿
三	同	栗原
二	同	山川
一	同	古河
	同	小見川
	同	岩富
	同	守谷
	同	多古
	同	結城
	同	生質

		土居利勝	六萬五千石
		松平忠良	四萬石
		成瀬正成	三萬四千石
		松平定綱	二萬五千石
		小笠原政信	二萬石
		安藤重信	同
		北條氏重	一萬石
		土岐定義	同

水野	忠順	一萬五千石
加納	久徵	一萬三千石
堀田	正倫	十二萬石
久世	廣周	五萬八千石
土居	利則	八萬石
內田	正德	一萬石
松平	勝行	一萬二千石
水野	勝任	一萬八千石
森川	俊德	一萬石

修學族行案內

四	同	小室
五	同	忍
六	同	金澤
七	同	岡部
八	同	相模小田原
九	同	萩野
十	同	安房勝山
十一	同	館山
十二	上總	大多喜
十三	同	佐貫
十四	同	久留里
十五	同	飯野
十六	同	清西

		伊奈忠政	一萬三千石
		內藤清次	二萬千石
		本多忠朝	五萬石
		內藤正長	三萬石

松平	忠國	十萬石
米倉	昌壽	一萬二千石
安部	信實	二萬石餘
大久保	忠禮	十一萬三千石餘
大久保	朝義	一萬三千石
酒井	忠一	一萬二千石
稻葉	正己	一萬石
松平	正和	二萬石
阿部	正恒	一萬六千石
黑田	直和	三萬石
保科	正益	二萬石
林	忠交	一萬石

德川時代

豐	喬	三	三	五	季	兜	兜	兜	兜	豐	豐	豐
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小幡	惣社	豐岡	伊勢崎	安中	那波	厩橋	大胡	高崎	上野館林	谷田部	下妻	牛久
水野	秋元	根津	稻垣	井伊	酒井	酒井	牧野	酒井	榊原			由良
忠清	長朝	信成	重綱	直孝	忠世	重忠	忠成	家次	康勝			直繁
同	同	同	一萬石	一萬石	二萬石	三萬三千石	二萬石	五萬石	十萬五千石			同
松平			酒井	板倉	松平		松平	秋元	細川	井上	山口	
忠恕			忠強	勝殷	直克		輝聰	志朝	奧貫	正兼	弘敬	
一萬石			二萬石	三萬石	十七萬石		八萬二千石	六萬石	一萬六千石	一萬石	一萬七千石	

修學旅案內

豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐	豐
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北條	古渡	府中	小張	下館	笠間	麻生	土浦	手網	眞壁	水戸	常陸	高岡		
佐久間勝之	丹波	六郷	松平	水谷	松平	新莊	松平	戶澤	淺野	秋田	德川			
同	長重	政乘	重綱	勝俊	康長	直定	信吉	政盛	長重	實季	賴房			
同	一萬石	一萬六千石	二萬五千石	三萬石	三萬三千石	四萬石	四萬石	同	五萬石	二十五萬石				
	松平		石川	牧野	新莊	土屋				松平	德川	井上		
	賴繩		總管	貞明	直虎	寅直				賴德	慶篤	正和		
	二萬石		二萬石	八萬石	一萬石	九萬五千石				一萬石	三十五萬石	同		

修學旅行案内

同	沼田	下野宇都宮	奥平家昌	十萬石	土岐賴之	三萬五千石
同	黒羽	大關政増	大關政増	二萬石	戸田忠恕	七萬七千石餘
同	鳥山	成田氏範	成田氏範	二萬石	大久保忠美	二萬三千石
同	那須	那須資景	那須資景	一萬七千石	大久保忠美	三萬石
同	壬生	日根野吉明	日根野吉明	一萬五千石	鳥居忠實	三萬石
同	西方	藤田重信	藤田重信	一萬五千石	鳥居忠實	三萬石
同	鹿沼	阿部正次	阿部正次	同	大田原富清	一萬千四百石
同	大田原	大田原晴清	大田原晴清	一萬二千石餘	大田原富清	一萬千四百石
同	眞岡	堀親良	堀親良	一萬二千石	大田原富清	一萬千四百石
同	茂木	細川興元	細川興元	一萬石	大田原富清	一萬千四百石
同	板橋	松平成重	松平成重	同	大田原富清	一萬千四百石
同	榎本	本多忠純	本多忠純	同	大田原富清	一萬千四百石

徳川時代

同	足利	同	戸田忠行	一萬千石
同	佐野	同	堀田正頌	一萬六千石
同	喜連川	同	喜連川熙武	無高
同	吹上	同	有馬氏郁	三萬石

(以上)

幕末武士の旅装



徳川時代に於ける關東諸國の領主は、以上の如き變化を経て、遂に明治時代に移れり、而して明治止め、更に有史後の部類別を試みんと欲す。

\*このかた以後縣治の沿革は前文國郡沿革の條に列記せる縣名に因て知り得可きにより、歴史編の大體は右に

顧みれば關東八州は既に三千歳の歴史を有し、上は石器時代より下近世に至るまで其變化の多き、治亂の甚しき實に驚く可きもの有り、而も今や其内に帝都有り、喜ぶ可きの現象にあらずや。

慶應時代の武裝



開港場有り、東京の如きは全國の主位に立ちて東洋文明の源となること豈に

其一 國分寺一覽 (附古瓦出所表並に畧説)

國分寺の設置は其創始審かならず、而も奈良朝以前に溯ることはなかる可く、又建立の統一を謀りしは聖武天皇の天平十三年なるが如し、蓋し日本全國に是等の寺院を建設せし理由は國史に記するが如く、金光明經、大般若經、法華經

地	名	遺址の有無	瓦の有無
一	伊豆國田方郡三島町三島宿塔の森	不明	不明
二	相模國高坐郡海老名村大字國分寺	有り、舊地は二丁程隔たれり	有り、
三	武藏國北多摩郡國分寺村	有り、現存寺院の地とは異れり	有り、
四	安房國安房郡館野村大字國分	有り、古今同一所、	有り、
五	上總國市原郡市原村大字總社	有り、新古其位置相同じ	有り、

等を轉讀して國家の平安を量り、又人民の福祉を増んが爲めにして當時に於ては此主義實際に成功せるが如し、右の寺院は僧寺と尼寺と二つ宛ありしが、互ひて相近づくことを、嚴禁せしこと大寶令に見えられたれば距離を遠ざくる爲め國府を中心として其左右即ち反對の地に建立せるが如し、今其所在を列記して次に遺址の存否と古瓦の有無及び相違の點を説かんと欲す。

六	下總國葛飾郡國分寺村	無し、古地は言町を隔つ處にあり	有り、一種特異の風を示す
七	常陸國新治郡石岡町	有り、尼寺の迹も在り	有り、
八	上野國群馬郡國分村大字國分	有り、	有り、
九	下野國下都賀郡國分村大字國分	有り、舊地は西方四町の地に在り	有り、

古瓦研究の結果は素より諸種の點に影響する譯なるが就中建築上には、大關係を逃ぼし、此物の發見は屋瓦使用の時代と其範圍とを知るに於て頗る有益の資料たり、されば其發見地を明にすること頗る必要の事實なるが關東に於ては前掲國分寺を除くの外、僅に左の數箇所のみ過ぎず。

出	所	種	類
上野國群馬郡惣社町大字植野		瓦	屋

下野國下都賀郡藥師寺	同	同	同
同 國河内郡雀の宮	同	同	同
同 國足利郡足利學校	同	同	同
東京市神田橋内電話交換所構内	同	同	同
東京市本所羅漢寺(時代新なるも特別に加ふ)	同	同	同
武藏國久良岐郡金澤	同	屋	瓦
相模國鎌倉頼朝屋敷	同	屋	瓦
同 上政子屋敷	同	同	同
同 上永福寺	同	同	同
同 上比企屋敷	同	同	同
同 上枝柄天神	同	同	同
同 上北條屋敷	同	同	同
同 上畠山重忠屋敷	同	同	同



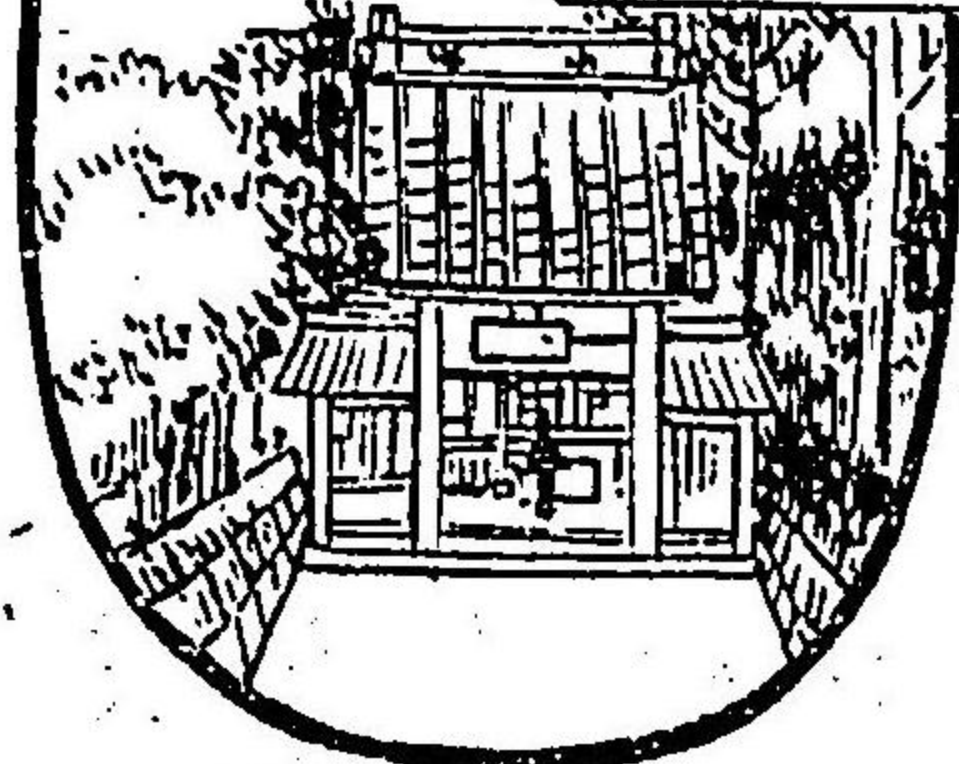
國分寺一覽

たのもしな代を  
所れとして  
定めつゝ  
國に分れる  
寺のかすく

後稱名院内府



寺分國總上



寺分國房安

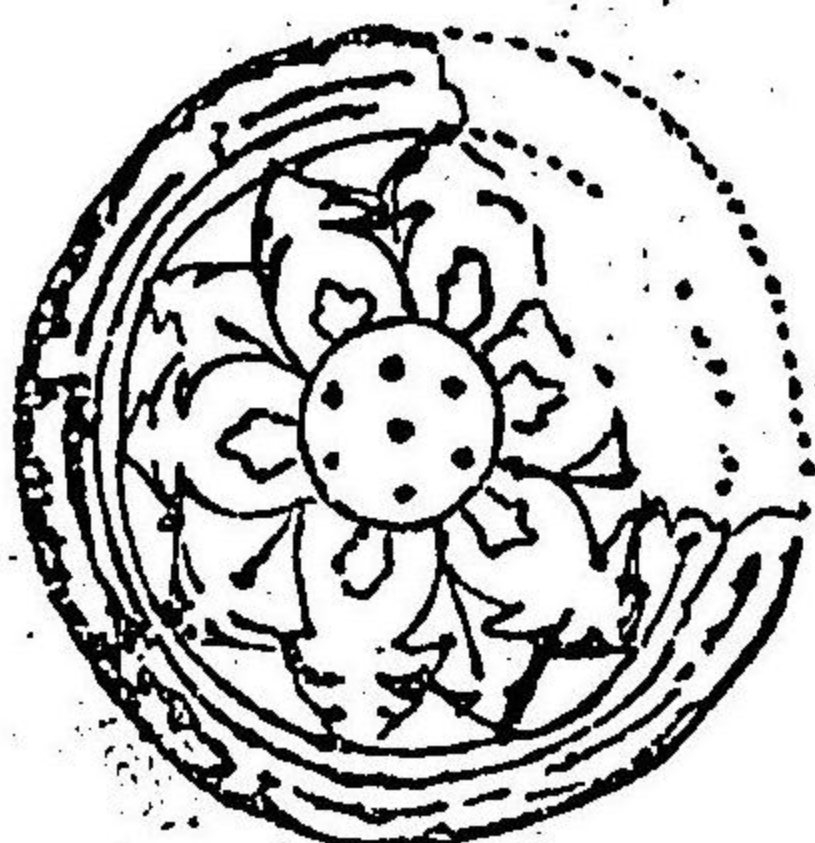
修學旅行案内

同 上親王屋敷  
同 上停車場近傍  
同 上鶴ヶ岡八幡宮  
同 上大江廣元屋敷  
上總國君津郡中郷村井尻  
同 國同 郡中郷村大字井尻  
同 國市原郡市原村大字郡本

同 同 同 同 同  
古 布 同 同 同 同  
目 瓦  
瓦 (千年外のもの  
のと云ふ)

(少量の古瓦出所は姑く表中より除けり) 以上布目瓦時代のものを擧ぐ  
本邦に於て屋瓦を使用し初めて以來千三百年、歴史上の年代は決して短かしく  
云ふ可からざるも關東に於ては奈良朝時代に各國分寺、藥師寺、雀の宮(共に  
下野)等に於て使用せらるゝものゝ外、他に實蹟なく、王朝四百年の瓦葺は右

國分寺一覽



下總國分寺の古瓦



下野國蕪野寺の古瓦

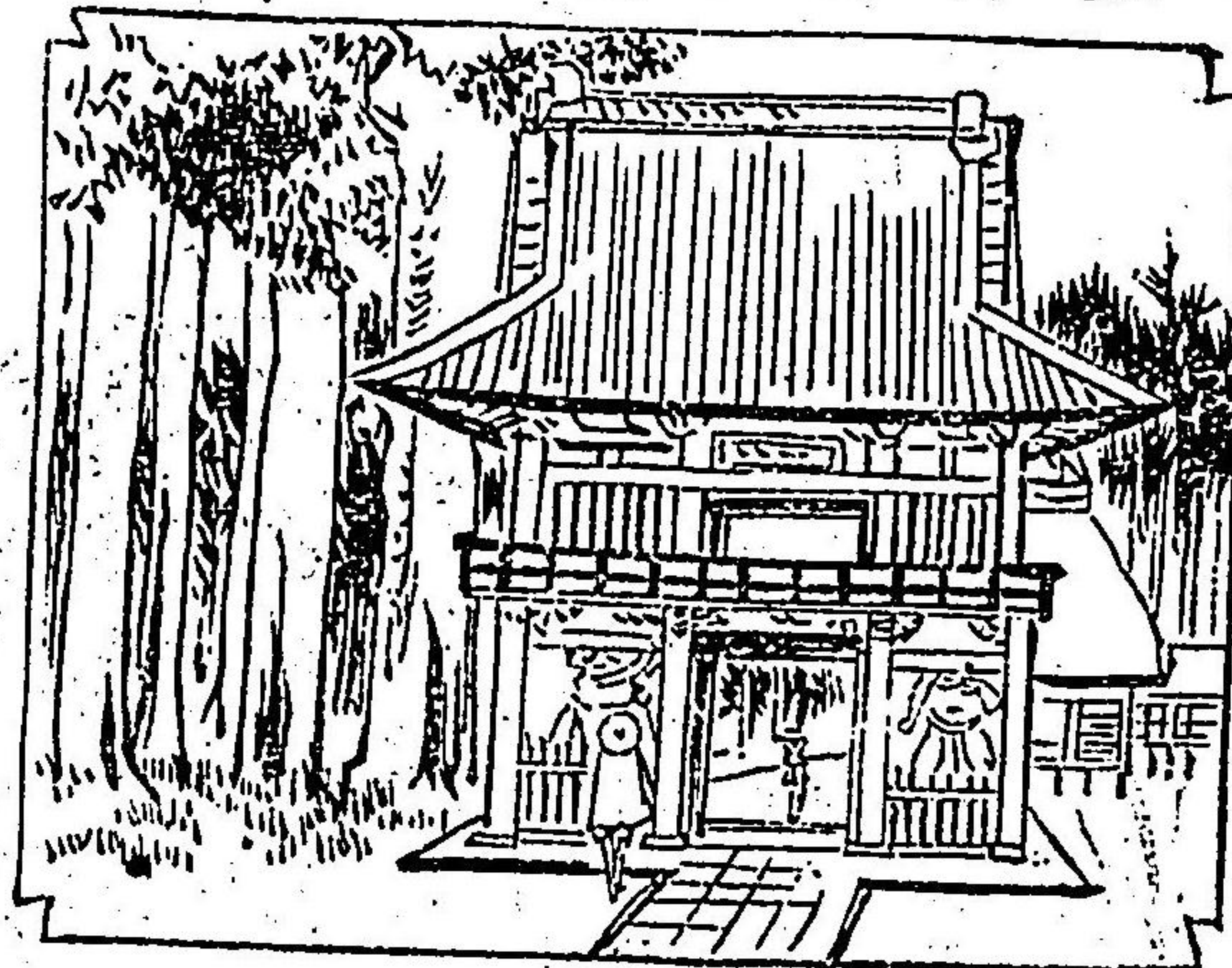


遠州國分寺の瓦

せば關東に於ける屋瓦の使用は古く奈良朝時代に在りと雖も盛行の期に達せしは徳川氏の中葉以後なるが如し、其發達の遅々たる豈に驚く可きにあらずや。猶此もの全體に就ての沿革は皆て他に記し置きたる文あるにより左に掲げて對照に便せん。

修學旅行案内

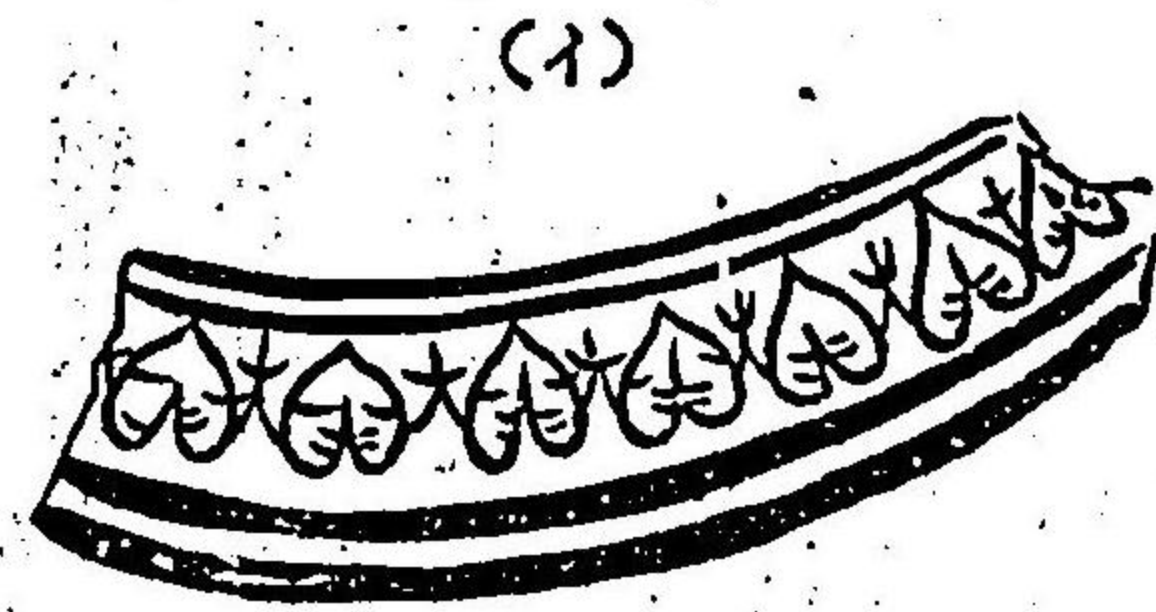
の外殆んど一も見ることを得ず、(但し上野植野の分は藤原時代に似たり) 鎌倉時代に入りては武家の間に此風を真似て覇府の地に少しく瓦を用ゐ初めたるも、北條執權の世となりては節儉主義の結果再



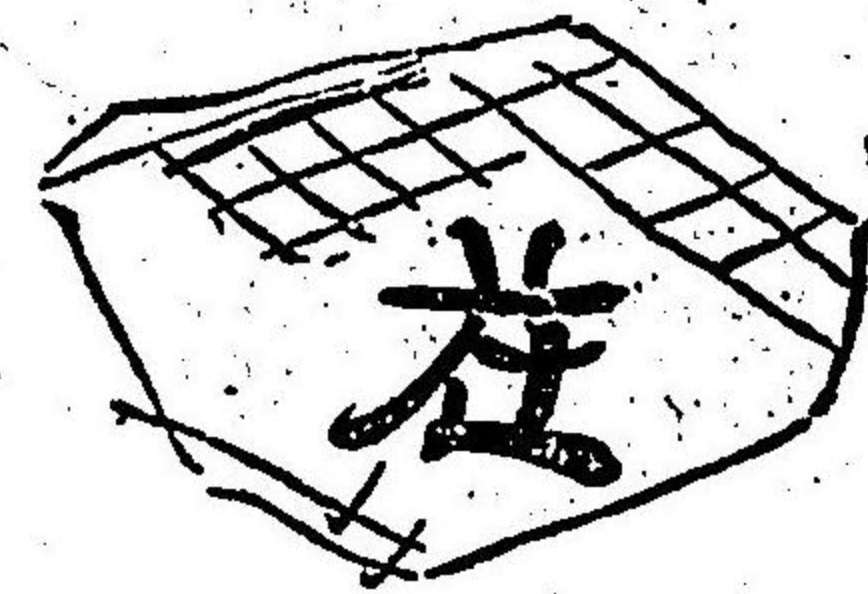
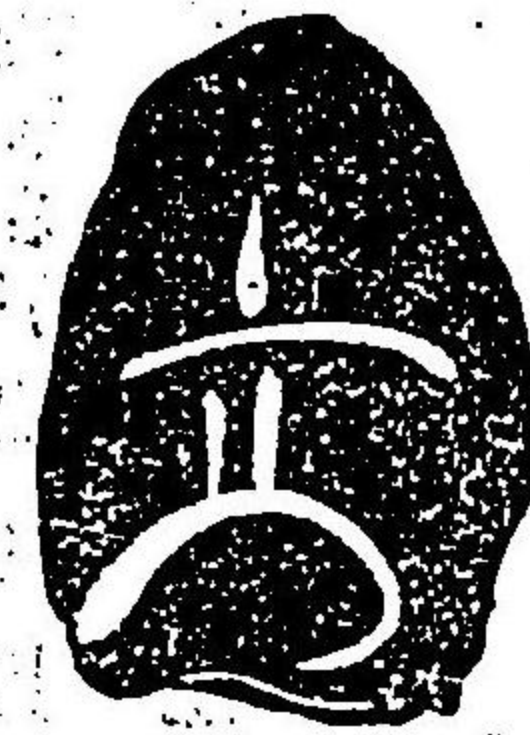
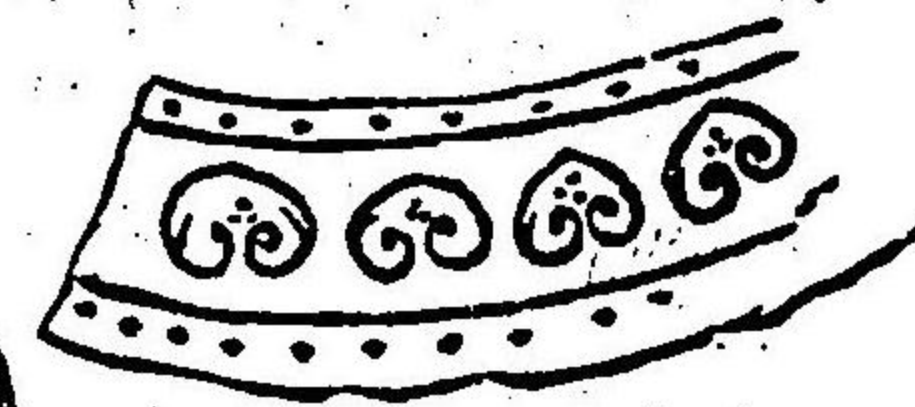
常陸國分寺

び其用を廢せしが如し、其證は古物上の發見皆て之なきにて知り得可し、此後に至りては徳川氏の江戸覇府を開きて以來の品なるも夫れとて慶長時代の作は見ざる様なり。以上の現象より觀察

(イ) 下總國分寺之瓦



(ロ)



以上武藏國分寺の古瓦



下野國藥師寺の古瓦

家屋は骨にして用具は肉なり、故に建築を美術の中に加ふるも、實は用具の力を借るの結果に出づ、而して家屋遠見の美を添ゆるは構造の如何に基くこと勿論なれども要は瓦の如何に因ること多し、然れば家屋用具中の外部に屬する主たるものは此瓦に在り、予は今右の大略を記

して理解に便せん。

古瓦に數種有り、色を以て別ては次の六種を存せり。

(一) 黒瓦 焼放しと光澤出しとの別有り。

(二) 赤瓦 支那製と日本製と異れり。

(三) 黄瓦 (イ) 普通のクチナシ色

(ロ) 金色瓦

瓦の色合

(イ)

(ロ)

(四)碧瓦 日、清、韓、サイアム共に在り。  
 (五)紫瓦 此類支那に在り、日本の分は紫褐色なり。  
 (六)白鼠瓦 俗に白瓦と云ふ。

又製作上形状の異なる點を擧ぐれば其數頗る多く、且つ近代に至りては新種に加はれる、有り其凡てを知る必要なきも古瓦採集の場合常に見る所を列擧せば略ぼ左表の如し。



(乙)壁瓦 (即ち煉瓦及平瓦)  
 (丙)埴瓦 (即ち敷瓦)

(イ)紀念瓦 此第二の瓦類は家屋に關係なるも瓦の總種類を知るに便なるをもて茲に擧ぐ。

(甲)銘瓦  
 (乙)經瓦  
 (ロ)埋葬瓦

我邦に於ける屋瓦の始めは推古天皇時代にして、今に盛行し居る譯なるが、此千三百年間には諸種の沿革有り、其大略は考古便覽中に記し置きたれども茲に要點を記述すれば次の如し。

第一期 自推古天皇至奈良朝之末 凡一九三年間